

平成14年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成14年12月6日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森 河 昌 之	2番	小 野 隆 雄
4番	山 本 直 子	5番	松 田 正
6番	中 西 和 夫	7番	野 呂 民 平
8番	里 川 宜志子	10番	西 谷 剛 周
11番	萬里川 美代子	12番	中 川 靖 広
13番	喜 多 郁 子	14番	浅 井 正 八
15番	木 田 守 彦	16番	吉 川 勝 義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦 口 隆	係 長	上 埜 幸 弘
--------	-------	-----	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	小 城 利 重	助 役	芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	池 田 善 紀
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
監 査 書 記	藤 原 伸 宏	住 民 生 活 部 長	中 井 克 巳
福 祉 課 長	野 崎 一 也	健 康 推 進 課 長	西 田 哲 也
環 境 対 策 課 長	清 水 孝 悦	住 民 課 長	西 谷 桂 子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 8番 里川議員

1、市町村合併について。

①法定合併協議会の定義と規約の取り扱いについて。

②7町合併の法定協議会と言われているが4町合併論はなくなったのか。

③住民投票の是非について

④合併特例法の期限後の小規模町村についての検討が報道されたが、これについては地方自治体としてどう考えるか。

⑤15年後20年後の財政シミュレーションは大枠で。

2、児童扶養手当について

①今年先行して制度改正での支給決定があったことに続いてさらなる改悪となるが、5年後に最大半額まで切り下げの5年の根拠が分からない、どう理解すればよいのか。

(斑鳩町での数字も押さえて説明してください)

②夫の蒸発状態などのケースに対する対応について。

(特に生活保護との関係での矛盾)

3、緊急地域雇用対策事業について

・来年度予算での考え方について。

4、高齢者の医療費について

・医療改悪から負担増となった限度額設定だが、超過した分の償還払いについて。

〔2〕 5番 松田議員

1、来年度（平成15年）の予算編成にあたっての基本方針を問う。

- ①財政運用の現状と推移をどのように展望しているのか。
- ②15年度の主要な事業施策と財源見込み。
- ③外形標準課税としての法人事業税の導入についての認識。
- ④福祉・介護を中心とする財源確保を目的とする消費税の充当について。
- ⑤合併指向で効率的財政運営が期待できるか。
- ⑥合併指向で主要な事業施策の執行はどうか。
- ⑦合併問題の最終判断は住民投票で。

〔3〕13番 喜多議員

1、商業活性化計画に向けて。

- ①斑鳩町の商業についての意向調査をされておりますが、調査目的と内容についてお聞かせください。
- ②回収状況をどのように分析されているか。
- ③経営状態について
- ④商店街の活性化について
- ⑤商品券事業のあり方について。
- ⑥商業活性化計画の目的と実効性について。

2、観光事業対策について。

- ①観光客の「奈良に対する期待感」とは何か。
- ②斑鳩におけるツーリストのタイプは？
- ③これからの観光事業はどうあるべきか。

〔4〕1番 森河議員

1、今回の教育基本法の改正の中間報告についての教育長の認識について。

2、斑鳩高校野球部が、春の選抜大会に甲子園出場が濃厚となってきたことから、同校の出場に対する町長の現時点における考えを問う。

〔5〕7番 野呂議員

1、入札制度の改善について。

- ①町の工事の入札について予定価格に対する落札率は何%か。（H10年～各年毎の）
・1,000万円～5,000万円は。

・ 5, 000万円以上は。

②「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が2001年4月に施行されていますが、入札制度の改善について、どう考えているか。

2、ジェネリック医薬品（新薬でない、後発医薬品）の使用を高めることについて。

①奈良県下の医療機関ではどれくらい使われているか。

②使用量をヨーロッパの50%並みに引き上げたら、当町の保険医療会計にどれくらい影響を及ぼすか。

3、ビニール系不燃物の処理について

①ビニール、プラスチック、塩化ビニール等の最終処理はリサイクルしているか。

②ISO14001との関係は。

〔6〕15番 木田議員

1、合併問題について問う。

①11月27日に全国町村長大会が開催され、緊急決議された内容について町長の感想と広域町長の感触はどのようなであったかを聞かせていただきたい。

②国の施策の失敗を地方に転嫁する合併に対し、町は残された道は合併しかないのかについて率直な感想を聞かせていただきたい。

③財政的な面だけを強調し、有利な合併は今しかないとの印象を町民に植え付ける事を強調しているが、実際存在している大きな市、町で交付税（地方）の不交付団体はどのくらいなのか。

④町民の分断にもつながりかねない平成の大合併は後世に汚点を残す恐れはないのか。また町民の負担の増大にならないのか。

⑤先人が残された歴史、文化、伝統を失われないような対策は万全なのか。

⑥地方分権はどのように発揮され、運用についてはどのような方向に向かうのか疑問に思う。

〔7〕10番 西谷議員

- 1、ごみ分別収集の最終処理について。
 - ・町民の皆さんからごみ分別をしているが、その分別したごみが最終的にどのように処理されているのかとの疑問がある。そこで、それぞれの最終処理先と処理方法について問う。
- 2、補償による集会所建設について。
 - ・鳩水園の補償として稲葉車瀬地区で集会所建設を要望されているが、町がこれまで集会所を建設し、地元で管理をしてもらう方法から自治会が建設し、その地元負担分を町が負担するということで進められている。なぜこのように変更されたのかを問う。
- 3、政治倫理条例と議員兼業について。
 - ・町の政治倫理条例ができたにもかかわらず、小野議長が多額の町の仕事を請け負っている事について、多くの町民の皆さんから行政に対する不信の声を聞く。町の今後の対応を問う。
- 4、町有地の峨瀬集会所用地を更地に。
 - ・地方自治法違反が明らかとなった峨瀬地区の町有地の残骸をいつまでに撤去し、更地に戻すのか。
- 5、スポーツセンターの体育館の使用について。
 - ・使用する町民の立場に立った体育館の使用申し込みについて。公民館と同じように、年間を通じた使用申し込みを認める事により利用者の負担が軽減できると思うが、町の方針を問う。

〔8〕 11番 萬里川議員

- 1、(仮称) 総合福祉会館建設について。
 - ・(仮称) 総合福祉会館建設にあたり、整備検討委員会の意見集約がまとまったようですが、前回と大きく変わった内容についてお聞かせください。
- 2、介護保険制度の見直し時期にあたり、どのように変わるのか。
 - ①今後サービスが増えることにより、保険料が増えると考えており、その試算が出されました。議案説明の中で、介護保険給付費準備基金を活用し、第1号被保険者の保険料は据え置きとされていますが、その方向で運用は大丈夫なのか。

②今まで、要支援、要介護の認定者において、サービスの利用は充分満足されているのか。もし、利用者で苦情があったとすれば、どのような内容であったのか。

特に今後、痴呆の方の判定について大変難しいところも多いと思うが、的確な判定をお願いしたい。しかしながら、痴呆度が急速に進む場合もあり、家族の負担も大きい。以前にも痴呆性老人のグループホームの整備等も訴えてきておりますが、民間施設も含め、見通しはどうかお聞かせください。

3、学校教育にも介護体験・指導を。

・高齢化がますます進む中で、中高年の女性がヘルパー講座を受講し、ヘルパー2級の資格をとられています。仕事として資格を取る方もあると思いますが、大半が長寿化傾向にある親の介護のための備えと聞いております。この方々の多くの意見要望として学校教育においても介護体験、介護指導を行ってほしいと聞いております。教育現場では、今どのようにされているのか。

4、ISO14001の目標と成果、今後学校での取り組み等の考え方。

・環境保全の国際標準規格であるISO14001の取得に向け、当町も取り組んでいますが、その目標と成果をお聞かせください。また、教育現場での環境教育の取り組みとあわせ、ISO14001取得の考え方についてお聞かせください。

5、セカンドスクールの考え方について

・東京武蔵野市で行われているセカンドスクールは、自然の中で生きる力を伸ばす貴重な体験として大変評価されているところですが、当町としてのお考えをお聞きしたい。

[9] 4番 山本議員

1、子どもたちへの虐待防止取り組みについて

①担当窓口はどこになるのか。

②県は、子ども家庭課という形に名称を変更ならびに機構変更されていきますが、町も考えるべき時期ではないでしょうか。

③取り組みの現状について。

④子どもたちからの訴えを、どのように受け止めようと考えているのか

。

⑤その他。

2、他団体からのアンケートや質問状の扱いについて。

3、小中学校の学校行事の決め方について。

①小中学校のここ3年くらいの修学旅行先を示してください。

②それは、どのようにして決められるのでしょうか。

③小学校5年生、6年生、中学校1年生～3年生の校外学習の行先を示してください。それは、どのようにして決められるのでしょうか。

④その他。

[10] 16番 吉川議員

1、主要地方道大和高田～斑鳩線渋滞について。

①今までに県に対してどのように要望したか。

②御幸大橋の改修工事について。

③町としてどのように認識しているか。

④斑鳩より法隆寺インター間の渋滞について対策は。

2、下水道完成（供用開始）に伴う用水の確保について。

①今日までの取り組みについて。

②今後の考え方について。

3、町営墓地整備事業計画について。

①私が一般質問で取り上げた回数、それに対する答弁、その後の取り組みと対応について。

②現在の町の考え方について。

4、竜田川下流（三室井堰より）県立公園の草刈りについて。

①現在も県立公園敷であるか。

②今日までの答弁をどのように思っているか。

③今後の取り組みについて。

5、イツボ川の臭気について。

①住民からの苦情はないのか。

②町としてどのように把握しているのか。

③対策について。

6、県河川、三代川・富雄川改修について

①今日までの取り組みについて。

②今後の見通しについて。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（小野隆雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、8番、里川議員の一般質問をお受けいたします。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目に挙げさせていただいておりますのは、市町村合併についてです。その中でも、1点目につきましては、法定の合併協議会を取り上げております。

この合併特例法第3条の条文では、「市町村の合併をしようとする市町村は」という言葉から始まっておりまして、「合併に関する協議を行う協議会を置くものとする」というふうに条文ではなっているわけなんです。ところが、斑鳩町もこうやって市町村合併についてという資料を特別委員会のほうへ提出していただいておりますが、ここでの合併協議会第3条というところには、「合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め」というふうに書かれているわけなんです。

私としましては、法定の合併協議会というものは、合併の是非を含めということがこの条文からは読み取れないものですから、どういうふうに理解をしたらいいのか。合併協議会というは、合併の是非やメリット、デメリットを検討するというような研究会というような場ではないというふうに私は考えているんですね。あくまでも合併を前提に詳細な計画を立てるという場ではないのかというふうに考えるわけなんですけれども、このことについて町のほうの見解を教えてくださいたいと思います。

それと、合併協議会設置につきましては、規約が必要になってくると思うんです。その規約につきましては、どういう手順で規約というものがつくられるのか、その取り扱いについてお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、法定合併協議会の定義についてでございますが、法定合併協議会につきましては、今申されておりますように、地方自治法第252条の2及び市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法と申されておりますが、その第3

条の第1項により設置されるものでありますが、設置に当たりましては、地方自治法による手続が必要となります。つまり、法定合併協議会の設置に当たりましては、関係市町村の協議により協議会の規約を定めるとともに、関係市町村の議会の議決が必要となってくるものでございます。

地方自治法上の協議会といたしましては、1つは、管理執行のための協議会がございます。2つ目には、連絡調整のための協議会、そして3点目には、計画作成のための協議会というものが、その3種類が存在しておりますが、この法定合併協議会につきましては、合併特例法第3条第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画、いわゆる市町村建設計画の作成やその他合併に関することについて協議を行うということになっております。この中の連絡調整及び計画作成の双方の性格を有しているものと思います。つまり、一言で申しますと、法定合併協議会とは、合併を行うこと自体の是非を含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織であります。

次に、合併協議会の規約についてでございますが、規約の内容といたしましては、協議会の設置趣旨、運営の基本方針、会長等の責務、会議の進行方法等々の一般的な内容で構成されておりますが、特に最近の傾向といたしましては、協議会の事務として、初期の協議会では、協議会の取り扱う事務として、「何々町の合併に関する協議」となっておりますが、最近の事例を見ますと、「合併の是非を含めて、何々町の合併に関する協議」というような内容の規約を作成している協議会もございます。

なお、規約に関しましては、法定合併協議会の設置議案に添えて議会に付議することになっておりまして、そういった関係で今現在広域圏7町でやっております研究会の中でそういったことも考えていくということになると思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、総務部長から説明していただいたわけなんですけれども、そうしますと、合併の是非も含めて法定の合併協議会のほうで協議をしていくんだということをおっしゃるわけなんですけれどもね、私最初に申しましたように、条文からはそういうふうには私自身は読み取れないということは申し上げておきたいと思います。

それと、この合併協議会のほうで、大抵検討作業というのは20カ月ぐらいかかるというふうに言われているわけなんですけれども、一たん協議会のほうへ参加しまして、20カ月近くかかって、いわば2年近くたって、やっぱり合併するのをやめますというようなことは、なかなかできないものだと思うんです。それが、是非も含めていろんなこと、メ

リットやデメリットを含めていろんなことを協議していくというものには、やっぱりならないんじゃないかな。やっぱり出口というのは、合併と決まっているものではないのかというふうに私は考えるわけなんです。やっぱり合併の協議会、非常に慎重に考えていかなければならないというふうに私自身は考えてます。

今、規約についても、合併協議会設置の議案とともにというふうに部長おっしゃったと思うんですが、議会の議決の事項というふうにはなるんでしょうか。それは、特にならない、そのまま設置——設置は議決を伴いますけど、規約についてはどういう扱いになるんでしょう。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今回予定されておりますのは、住民発議によるものでございますので、そういった際につきましては、あらかじめ規約についても議決していただくということになるわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 合併協議会につきましては、私自身やっぱり見解が少し違うということも今認識を持ったわけなんですけれども、規約につきましては、もし合併協議会を設置するとなりましたら、非常に大切な問題であるというふうに考えておりますので、きちんとしていかなければならないであろうと思います。

それでは、2点目のほうに移らせていただきたいと思います。

今、7町の合併の法定協議会の設置請求というものが出ってます。そして、合併の是非も含めて法定協議会で議論をするんだということを総務部長もおっしゃったわけなんですけれども、じゃあ県が示していたパターン、7町合併のパターンと4町合併のパターンがあったと思うんですね。斑鳩町の広報にも、9月号で、「みんなで考えよう市町村合併」のシリーズの5でも、その2つのパターンを町は町民の皆さんにも紹介をされていたと思うんです。けれども、7町での合併協議会ということになったら、この4町合併という問題についてはどのように考えたらいいか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 現在、広域7町での住民発議による協議会設置の処理が行われており、去る12月2日には協議会設置の請求が代表者の方より行われました。このことにより、来年早々には、協議会の設置について議会へお諮りするという状況であるということ、質問者もご承知のとおりであります。先だつての生駒郡町村議員の研修会でも、私

はあいさつの中にそういう旨を申し上げましたように、仮に広域7町の議会で合併協議会設置の議案が可決になれば、合併協議会が設置されることとなります。この合併協議会の議論の中で、7町を基本としながらも、さまざまな合併パターンについて議論されていくものと考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） そうしましたら、今の町長の答弁から考えますと、7町の合併協議会であってもまだ4町の合併協議もすることは可能であるというふうに認識をしておけばいいというふうに受け取りましたので、今後の状況を見ていきたいと思えます。

そうしましたら、3点目のほうに移らせていただきたいと思えます。3点目は、住民投票についてということで書かせていただいているわけなんですけど、合併というのは、将来にわたる本当に大変大切な問題であるというふうに認識をしています。2万9,000の町民にかわってほんの一握りの人間で決めてしまうということについては、本当に大変な問題で、そういうことはなかなかできないというふうに私は考えるわけなんですけれども、先日当麻町での状況が新聞報道されていたわけなんですけど、ことしの4月に新庄町との法定の合併協議会を設置して、2004年の3月の合併を目指して準備を進めているという状況にあったんですけども、住民不在のまま進めているのではないかと住民側のいろいろ不満などがありまして、合併の是非は、住民の意見を聞き、十分な議論の上に住民の総意で合併の是非を決めてほしいということで、有権者の34%の署名を集められて、住民投票条例の制定をというようなことで請願が出されたのが12月2日というふうになっています。当麻町の町長さんは、住民投票は考えていないというふうに明言をされているということもこの報道の中で書かれておったんですけども、やっぱり合併協議会設置して進めようとしていてもこういう運動が起こっているということ、そしてまた私が前段に言いました住民の総意というものが大切であるし、本当に将来にわたる大変な大切な問題であるということから、この住民投票についての考え方というのを聞いておきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 住民投票の是非についてでございますが、最近合併問題を初めとするいろいろな場面で、全国で住民投票が盛んに行われております。私といたしましても、議会制民主主義で行政が運営されておりますが、市町村合併というような町の将来を左右する重要な問題については、この住民投票は、ある意味で民意を問う直接民主主義の一

つの方策と考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、町長から答弁をいただきましたので、私も議会制民主主義ということは本当に大切なことですし、私たちもその任を負っているわけなんですけれども、本当にこれはいろんな考え方もあるだろうし、いろいろな状況、考え方、こういったものを私たちもできるだけ住民の皆さんに聞きたいというふうに思うんです。ですから、町民の意見を直接反映するというこのことは非常に大切なことだというふうに私自身も思っているということを、町長からの答弁もいただいておりますので、それについてはそのことだけで置いておきたいと思えます。

そうしましたら、4つ目に移りたいと思うんです。4つ目については、小規模町村について書かせていただいております。合併特例法の期限後の小規模市町村についての検討が報道されております。これにつきましては、非常に問題があるのではないかというふうに私は思っているわけなんです。報道されていた内容というのは、人口1万人以下の自治体に対する権限縮小や強制編入というような状況であったというふうに思います。このことにつきまして、地方自治体としてこの内容についてどのようにお考えになれるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 首相の諮問機関であります第27次地方制度調査会において、去る11月1日、市町村合併に関連して、平成17年3月までの特例期間終了後も、一定の推進期間を設け、さらに合併せず残る小規模自治体について、権限縮小や他自治体への編入の制度化を来春の中間報告に盛り込む方向で調整を始めたとマスコミ等で既に報じられております。また、その内容は、現行の町村に合併か権限縮小かの選択を最終的に迫る内容で、町村制度の実質廃止を視野に置いたものとなっております。

また、11月27日の全国町村長大会においては、このような中間報告の内容に対して緊急重点決議が採択されており、私も合併は自主的に行われるべきものであり、従わない町村に対してペナルティー的色彩の制度を押し付けるものではないと考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 町長も今おっしゃられましたように、全国町村長大会におきましても宣言を出されている内容というのを私も持っているわけなんですけれども、本当に地方でいろいろな役割を果たしてきている町村というのがたくさんあると思えます。地方

自治を否定されるというような感がある、そういった横暴な発言であるのではないかというふうに私自身も感じておりますので、今後とも、今町長が答弁されましたような状況で、全国町村長会のほうでも、今後もそういった取り組みのほうぜひやっていただきたいと思えます。

5番目なんですけれども、ここで書かせていただいているのが、財政のシミュレーションのことなんですけど、合併特例債の問題であるとか、交付税の暫定措置のことであるとか、いろいろアメと言われるような部分があるわけなんですけど、今回の合併特例法の中ではね。このことを考えますと、私たちはやっぱりアメのほうについて目が行くというような状況があるわけなんですけれども、ただ私たち、そして町民の皆さんがこの合併問題を考えるときに、非常に大切なのは、その合併特例法で示されているアメの部分、そこを越えたときにどうなっていくのかということが非常に大切なのではないかな。15年後、20年後にはどうなっているのかという、そのところが非常に大切な問題ではないか。そして、合併のことを考えるための非常に重要な根拠となるのではないかというふうに私は考えているわけなんですけれども、これにつきまして、大枠でどのように考えられるかというところを、見解を示していただきたいと思うんですが。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 7町の財政シミュレーションということだと思いますけれども、現在王寺周辺広域市町村圏の合併研究会におきまして調査研究を行っているところでございますが、そういった今作業中でございますことから、具体的な数値を用いての説明は申し上げられないという状況にあるわけでございます。

そういった中で、当町の財政見通しについて申し上げまして答弁とさせていただきます。

歳入面を見ますと、現下の経済情勢、少子・高齢化の進展に伴う労働人口の減少により、町税が減少する見込みとなっております。また、普通交付税につきましても、国において、地方交付税制度のあり方が論議されており、また地域総合整備事業債の活用により算定されております事業費補正分が順次終了していることから、減少が見込まれるということになるわけでございます。

一方、歳出面でございますが、公債費の償還につきましては、主に歴史街道ネットワーク事業として10年償還で借入れを行っていた町債が順次完済していくというようなことから減少をしていく見通しとなっているものの、少子・高齢化の進展による国民健康保

険、介護保険への繰出金、公共下水道の事業進捗に伴います公共下水道事業への繰出金が
増大する見通しとなっております。また、建設事業費では、(仮称)総合福
祉会館の建設、JR法隆寺駅の整備等を予定しているところでございます。

○議長(小野隆雄君) 8番、里川議員。

○8番(里川宜志子君) 今の部長の答弁であれば、私が知りたいと思うことが全然わか
らないわけなんです。15年後、20年後には、合併した場合としてない場合では、どん
なふうに考えることができるのかということを、それと今すごく内容は歳入面で悲観的な
内容だったわけなんですけど、少子・高齢化が進んで町税の減少とか、いろいろ見込みは
そういうことだったんですが、それって合併をしたらそれがましになるというような何か
あるんでしょうかね。財政力指数が、今斑鳩町が単独で今後町の将来を考えて、そういう
状況にあるから財政力指数を高めていこうという努力を町が単独でできないのか。それと
も、合併することによって財政力指数を高めることがやりやすくなって、そして実際高ま
るのかというようなことから、やっぱりきちんと私たちは考えていきたいというふうに思
っているんですね。自分とこの町の、そういった将来減少するんやと、歳入面で減少する
んや、じゃあどうしていかなあかんのかというような、町としての展望をきちんと示して
いただいて、合併したときにはどうなる、そういう、何ていうのか、こちらが判断できる
材料というものを行政はきちんと出していただかんとあかんと思うんです。

シリーズで、「みんなで考えよう、市町村合併」というのを広報でずっと出していつてい
ただいてます。この広報感心するのは、いつも最後に、「市町村合併は、そこに住む住民の
皆さんの合意を得て自主的に判断するものです」と、いつも最後に書いてくれてはるん
です。それはすごく、ちゃんと住民の皆さん方に訴えかけていると思うんですね。

けど、そういう訴えかけはしていただいているんですけども、判断する材料という
のが、一番のポイントはそこなんじゃないかな。財政問題だと思うんですよね。そこのと
ころを、やっぱりもうちょっときちんと示してもらわないと、私は判断できない。また、
町民の皆さん方も判断できないんじゃないかというふうに考えるわけなんですけれども、
財政力指数も含めまして将来的な展望というんですか、斑鳩町の将来、そして合併したら
どうなるのかとか、そういったところをどういうふうに考えておられるのか、もう一度お
聞きしたいと思います。

○議長(小野隆雄君) 植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 先ほども申し上げましたように、そういった関係につきまし

て、現在広域の中で事務担によりましてそのいろいろな項目について調査しておるところでございます。そういった調査ができました段階におきましては、議員の皆さん方にもご説明申し上げてまいりたいと考えております。そういった関係で、法定合併協議会ができました段階におきましては、そういった関係をベースにいたしまして、いろいろと検討、研究をいたしまして、そういった中で住民の方へのいわゆる説明会等その中で住民の意思を確認していくというようになりますので、今の段階では、そういった資料がございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 公平で公正なきちんとした資料、データをやっぱり住民の皆さんにも示していただきたいと思いますということをお願いしておきます。

それでは、2つ目の問題にいかしていただきたいと思います。2点目といたしまして、「児童扶養手当について」を挙げさせていただきます。

このことにつきましては、私も担当の常任委員会のほうでも、この8月からこの制度改正ありまして、受給の切り下げが行われているわけなんですね。斑鳩町でもかなり減額された方が出てきていると思うんですけども、さらに追い打ちをかけるように国会のほうで、児童扶養手当の削減を柱とした母子寡婦福祉法等の改正をする法案が出されてきたと思います。衆議院、参議院、それぞれ通ってきていると思うんですけども、ここで言われてます改正の内容の中で、5年後に最大半額まで切り下げることができるというふうになっているんですね。この5年という意味が、私にはわからないんです。何で5年なんやという意味がわからないわけなんですね。このところを見解を確認させていただきたい。町行政としてはどういうふうに把握されているのか、確認をさせていただきたいというふうに思っています。

そして、ここでも、通告でも書かしていただきました。斑鳩町での数字も押さえてということなんですが、この数字につきましては、斑鳩町で現在5年以上受給を受けておられる方についてはどの程度いらっしゃるのかということを担当のほうに申し上げてありますので、そのことも含めましてご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も申されておりますように、法施行後5年という形で一定の率を乗じて下げられてくる。最大の下がる分が2分の1を限度とするという形で出されているということで、我々がそのような形の承知をしておるわけですから

ども、この制度改正につきまして、県のほうからもこの通知等をまだいただけておらない状況の中で、我々が現在承知をしている中でのところでお答えをさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

この5年という根拠についてということでご質問をいただけておるわけでございますけれども、県のほうにも一応問い合わせをする中で確認をさせていただきました。そうする中で、県のほうにおきましても、まだ国のほうからそういう形の文書等ももらってない中で、5年という根拠についての実態把握というんですか、なぜ5年ということになったということについての把握ができておらないということでご理解をいただきたいと思います。

それと、2点目の当町における受給期間、5年以上の受給期間の方が何人おられるかということなんでございますけれども、私どものほうの、質問者もご承知いただいておりますように、当町の文書の保存規定の関係で申しますと、受給者の対象については、資格喪失の日から5年を経過した分については、保存期間が経過をしておりますので廃棄をいたしております。そういうことで、資格喪失者も含めての5年の受給期間があったかどうかというのを実態として把握できないような状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、14年の11月末現在で、斑鳩町で児童扶養手当の認定を受けておられる方につきましての状況というのでお答えをさせていただくということでご理解をいただきたいと思いますが、161の世帯の方が認定を受けておられます。その中で、全部支給という形で受けておられる世帯が79世帯、そして一部支給を受けておられる世帯が58世帯、支給停止世帯が14世帯、現況届の未提出の世帯が10世帯ということになっております。11月末現在で受給をされておられます方を対象にしてこれの受給期間を出して、すべての方の受給期間を出させていただきまして、その対象者の方で割らせていただきますと、斑鳩町で今現在の受給者の方に対しては、4年5カ月ほどの期間が受給をしていたというところでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） その受給期間の問題なんですけれども、厚生労働省の5年の根拠というのが、平均受給期間が5.01年だからと。それは、今部長が言われた厚生労働省が調査をした時点での受給している人の平均年数なんです。だから、支給停止まで

の平均期間というの、前段に部長説明しはりましたけど、全く関係ないわけですよ。本当に根拠のない数字やと私は思うんですよ。その後、いろいろ国会でも追及される中で、その5.01年というのが変わってきました、今度は所得制限を超えて受給資格を失った人の平均受給期間は5.56年だというようなことで、また新しい数字が出てきてるんですよ。この数字には、子どもが18歳になって受給資格のなくなった人などが含まれていない。ですから、全体の平均受給期間ということがきちんと出ていない、そういう期間なんですね。

ですから、私は、この5年という期限につきましては、非常に疑問を持っているところなんです。ですから、担当におかれましても、もちろんこれは国の制度ですけれども、そういうやっぱり疑問を持ちながら行政に携わっていただきたいというふうに思うんです。

まだ国からの文書が出てない、来ていない、県のほうも来ていないということでしたけれども、この間の報道の中では、11月7日に衆議院の厚生労働委員会でこのことが議題となって参考人質疑をされております。このときに、5人参考人を呼んで委員会で質疑をされているわけなんです、この法案に対して評価をすると、ただし書きつきで評価をされると言われた方が1人おっただけやと。あの方の方は、やっぱり問題があると言われたと。そしてまた11月21日には、今度参議院のほうの厚生労働委員会で6人の参考人質疑をしたけれども、そのうちの4人が批判的だった。でも、結局衆参の労働委員会では、この内容につきましては賛成多数で可決となっているわけなんですよ。

こういった問題につきましても、やはりなぜそういう事態に陥っているのか、参考人にいろいろ聞く中で、事情を聞く中で、問題があると言っているにもかかわらず採決されてしまってそういう状況、法案が通ってしまっているという状況の中で、やっぱりもうちょっとこの5年という数字につきましても、私さっき申しましたように、問題があるのではないかということを感じておるわけなんです。

ですから、担当のほうも今後、この5年という期間につきましても、もう少し斑鳩町の児童扶養手当が必要な方たちが、ことしの8月からかなり減額をされているという状況もある中で、さらに厳しい状況になると、このことについてやはりきちんと町民の立場に立って考えていただきたいというふうに思います。

この法案の中には、お母さん方の仕事に関する応援ですね、自立支援の政策であるとか、いろんなことを言われてます。そやけど、そういった問題につきましても、実態がなか

なか伴っていないという現状であるということも含めまして、やっぱりそういった自立支援をどのようにやっていけばいいのかということも含めまして、あわせて児童扶養手当の問題については、私は問題提起をしておきたいというふうに思っています。このことについては、これぐらいにしておきます。

2点目なんですけれども、この児童扶養手当に関しまして、最も、今ちょっと斑鳩町でも実際にいらっしゃる方の問題なんですけれども、夫の蒸発ということに伴いまして、この児童扶養手当がなかなか支給していただけないという状況があるんです。急に事業が失敗したとか、そういうことで急にいなくなられる。離婚が成立してないという状況の中で、大変この点についても難しい問題があるんです。本当に生活が困っているんやったら生活保護を受けたらどうかというようなことも言われると。だけど、やっぱり自分仕事ができるんだから、パートでもアルバイトでも頑張って仕事に行っていると。だけど、やっぱり子ども2人育てていくのに児童扶養手当支給していただけたら助かると。今のパートやアルバイトではなかなか収入が得れないというような状況があったと思うんですね。

これらに関しまして、母子医療の問題であるとか、学校の準要保護の問題であるとか、こういったいろんな相談をずっとすべての担当、そういった母子家庭にかかわる担当へは私ずっと歩かせていただいて、お母さんの内容も伴いまして、いろいろ担当と話をする中で県への交渉、いろいろやってきましたね。いろいろ、一つ一つクリアしてきているわけなんですけれども、この児童扶養手当については国の事業であるし、うまくいかない。ままならない。1年以上経過してないとだめだということで、すごく行き詰まっているわけなんです。

この問題につきまして、だから生活保護を受けるしかないのかみたいなね、じゃ生活保護を受けることを何か進めなあかんような状況というのは、何か矛盾を私は感じるわけなんです。お母さん自立しようとしてはるんやし、自立を支援するのが大切な問題であるというふうに思っているのに、そういったところでちょっと私自身も矛盾を感じてきている状況があるんです。

今後、この問題については、まだ出てくる可能性があるんじゃないかと。こういう今の社会状況の中では、この斑鳩町の中でもそういう問題がまた出てくる可能性もあることですので、ここの辺の考え方について、見解聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も申されてますように、ご主人が蒸発されて

、その関係で児童扶養手当を受けていただくことになれば、当然1年という期間の判断ということになってくるわけでございます。そのような中で、1年という期間の判断につきましては、遺棄に関する申立書、証明書というような形で、民生委員さん並びに福祉事務所の所長の証明という形で、それらを添付していただくような、質問者もご承知いただいておりますように、形となっております。

このような状態の中で、1年間を待っていただくという期間が生じてきますので、どうしても生活の困窮が続く中で1年間待てないということになれば、今質問者が申されているような形で、生活保護の適用を受けられたらどうですかというような話もなろうかと思えます。ただ、当然その児童扶養手当支給を1年間、を受けていただくまでの間、その保護者の方が自立という形で就労をされているというケースも斑鳩町では、本年に1世帯の方がそういう形で児童扶養手当の支給もを受けていただいたというようなケースもございます。

そういうようなこともあります中で、担当といたしましては、児童扶養手当を受けていただくのが、1年間という期間のある中で、どうしても生活がやっていけないような状況の方の中にはご相談を申し上げる中でお話をさせていただき中で、生活保護とか、要は求職活動の話とか、ほか母子寡婦のそういう福祉資金の貸し付け等の話をさせていただいておるところでございますけれども、今質問者が申されますように、どうしても扶養手当の認定をさせていただくには1年という期間が生じてくるということでご理解をいただかなきゃならないというように思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） いろいろ制度の中でそういった取り決めがあつて、大変担当のほうも苦勞していただいているんだらうなというふうに今の答弁を聞きまして思いましたけれども、ただ、結局国の制度の中で、児童扶養手当をもらわなくても、じゃもらえない分生活保護の申請をして受給するとなったら、結局はお金出さんなんわけですやん。児童扶養手当が減額されたり、受けられへん、減額やと、そのことによって生活困窮して生活保護を受けなあかんということになったら、結局国から出るお金ふやさんなんような状況であったり、物すごく私矛盾を感じるんですよ、そこら辺ね。出どころが違ふようになって出さんならんという状況になるんじゃないかと、そういう矛盾が起こってくるんじゃないかという心配をしているわけなんです。

最後に部長がおっしゃったように、やっぱり今度のこの児童扶養手当の改正がさらに行

われるという中で、本当に自立支援、働く場所の確保、こういったものにつきまして、本腰入れてやっていっていただきたい。それで、お母さん自立して頑張っているということは、子育てしていく上でも非常に重要なことだろうと思いますし、出どころが違うだけでどっちみち出さんなんという矛盾、こういったことなどもいろいろ担当としては考えてやっていっていただきたい。国の制度ですから、いろいろ国から言われる、県から言われる、町としてはどうしようもないという問題もたくさんあると思います。けれども、それが、ただしようがないではなくて、やっぱり国や県へ物を言っていっていただきたいということ。以前から常々私申し上げていることですが、そういった町民と直に接している方たちは、疑問を持ってしっかり国や県へ物を言ってほしいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきたいと思います。

3点目には、「緊急地域雇用対策事業について」を挙げさせていただいております。このことにつきましては、私以前にも一般質問の中で入れさせていただいたこともあるんですけども、以前のときは、旧交付金のときだったと思うんですね。今また新交付金というような形で新たにこの制度が設けられていると思うんです。緊急地域雇用創出特別交付金事業ですね。国の予算総額3,500億円、奈良県では50億円の交付額を商工労働部の雇用労政課が担当窓口として取り組みをやっていただいていると思うんですが、この緊急地域雇用対策事業、斑鳩町につきましては、来年度どのような考え方をされているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 緊急雇用対策事業の来年度予算についての考え方についてのご質問でございますが、本町では現在4件の事業につきまして県に対して要望いたしております。

各事業の事業概要でございますが、1つ目は、町ホームページのリニューアル及び迅速な更新作業の実現を図るためのホームページ更新等にかかる職員研修を行う町ホームページリニューアル事業、2つ目には、平成15年度の福祉制度改正により変化すると思われる住民の方々の現状をアンケート調査により分析を行う福祉サービス現況調査、3つ目には、実社会での豊富な経験を有する人材を学校に配置し、学校教育の活性化を図る心のケアプラン事業、4つ目には、中級者向けのIT講習及びサポートデスク設置を行い、IT能力の向上を図るIT・パソコン講習事業ということで、この4つの事業を要望いたし

ておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 全国的に見る中では、今年度、14年度、環境分野が約35%、全国的に見ましてね。それで、教育、文化が30%、地域振興が20%、福祉、保育が10%、治安、防災で5%というふうな形で、非常にこの制度を利用しているということで統計も出ているわけなんです。

当町につきましても、ISOの認証取得の問題もありますけれども、私目を引いたのは、廃棄物不法投棄の実態調査とか、そのマップ制作、撤去作業、こういったことをやっているところ、この制度を利用してやっているところもあるんですね。非常にこれはいろいろ工夫すれば取り組みが広がる問題ではないかな。委託事業と直接実施事業、これらにつきましても条件いろいろあると思うんですけれども、さらにこのところは研究していただけないかなと。

今、4つ部長のほうから言っていただきましたけれども、できるだけ雇用促進をするというこの制度の目的、制度自体まだまだ不十分なところもあるとは思いますが、この制度を利用して多くの方に斑鳩町で仕事をやっていただけるようにしていただきたいと思いますというふうに思うんですが、この中で、今言いました委託事業、直接実施事業について少し考え方、町のほうが来年度考えている考え方について、事業形態もちょっと聞いておきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほども申し上げましたように、そういった中で、いわゆる調査をしていくとか、いわゆる講習とか、そういった分でのいわゆる雇用促進ということで、そういった分で全体として11名のいわゆる採用の予定を考えておるところでございます。そういった面での人を採用していくということで、雇用創生をしていきたいというように考えておるところでございます。

先ほどもおっしゃっておりますように、町といたしましても、そういった観点からは、あらゆる面での対応をしていくべきだと考えておる中で、全町におきましても調整もとらしていただく中で今回4つの事業をとらまえていくというようなことになったわけでございますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 11名の採用予定しているということなんですが、これは私事

業形態を聞いたんですが、直接実施事業というふうに考えてよろしいんですか。委託事業ではなく。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 心のケアプラン、これは教育委員会でされるものでございます。これだけは直営でございまして、あとは皆委託というような状況の中でやらしていただくということでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） さらに、委託事業、直接実施事業、いろいろな条件があると思えますけれども、精査をしていただきまして、さらに、今言われました4件予定されているということですが、それ以外に、それ以上何かできることはないのかという研究などもやっていっていただきたいと思うんです。これは、平成16年度まで実施される事業というふうになってますので、この研究につきましてはやっていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、4点目の「高齢者の医療費について」に移らせていただきます。

この問題につきましては、以前から、この10月1日からの医療制度が改正されましたときに、高齢者の負担がふえたと。しかも、限度額を設けられてて、その限度額を超える部分についても、窓口で一たん支払って償還払いとなる。このことについては、高齢者にとっては非常に大きな打撃じゃないかと、何とかならないかというようなこともずっと申し上げてきたんです。償還払いの方法について、国保連合会とも相談して、連絡調整して、できるだけ早い償還をできるように実務的にやっていきたいというようなことも言っていたいたわけなんですけれども、今回は、もう一つ違う観点からこのことについてお聞きをしたいと思って取り上げさせていただいたんです。

これね、国保の場合、高額医療費のところ、受領委任払いという制度があると思うんです。高額医療費受領委任制度のような形で、この限度額を超える部分の医療費について取り扱いができないのかどうかというところ、非常に工夫や研究が必要だろうとは思いますが、そういうことができないのかな。この償還払いというのは非常に厳しい問題ではないかというふうに考えているわけなんです。

確かに難しい問題はあると思うんです。外来の場合、限度額を超えるケースというのがそれほど多くない。実際の例が少ないということ。それと、急性疾患の場合、限度額を超えるかどうか、実際に診療が終わってみなければわからない。そしてまた、調剤薬局を含

む複数の医療機関での合算、家族内での合算、こういった問題につきまして非常に難しい問題があるというふうに思います。

けれども、この限度額を超えた部分の支払いというのは、市町村が行うことであると思うんで、市町村が具体化をする、工夫、研究をするということは可能なんではないかというふうに思うんです。もちろん高額医療費の分につきましても、診療所との関係があると思うんです。医療機関と患者さんとの間での合意、代理人申請ですか、そういった形をとってやるということをやっているんじゃないかと思うんですけれども、この限度額を超える分についても、代理人申請という形が可能なのではないかなというふうに思っているわけなんですけれども、ここのところについて、この償還払いを何とか回避する方法、高齢者の方がお金がないから病院に行けないみたいな、ちょっと大きな病気をお持ちの方なんかが行けない。それでまた償還払いについての申請の手続が複雑であるということからも、何とか方法はとれないものかというふうに考えるわけなんですけれども、これについて担当のほうの考え方を聞きたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 限度額を超えた場合とか償還払いの分につきましては、その該当者の方には郵送で通知をさせていただくようなことも町としては今後考えていきたいとは思っております。そしてまた、今質問者も申されてますように、代理申請もできるような形での検討とか、あるいは申請につきましては、初回時のみで今後の関係につきましては、その高額医療費の受け取りについては、その申請時に申請をしていただきました口座に振り込む等のような形での、そういう高齢者の皆様方に、申請時の過重にならないような形での対応等も今後は検討をしていきたいなというようには考えているところでございます。

それと、委任払いの関係でございますけれども、質問者も申されてますように、1つの医療機関で受診をされるということであればそれで可能かもわかりませんが、2つ、3つという医療機関をされますと、その限度額設定というのは、当然定められた中で、すべての、どれだけの医療費を支払われているかというのも、チェックもちょっと難しいような状況にもなりますので、この辺につきましてはちょっと無理ではないかと。また、世帯の中で入院とか外来を受診された場合につきましても、それを合算することもできますんで、それらにつきましても、そういう形での調査等も複雑になってこようかと思えますんで、その点につきましてはちょっと難しいというような状況で今我々としては考えて

おりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 厚生労働省保険局総務課長名の通知で、9月12日付、高齢者本人による申請が困難な場合は代理人による申請を認めるという文書が出ているはずで、これにつきましては、医療機関には触れておりませんので、医療機関が代理人を務めることについては違法ではないというふうに私は考えてますので、このことも担当のほうは、作業の途中でそのことも意識を持っていていただきたいと思ひます。

それと、明らかに限度を超えることが予想される場合があると思ひますよね。がんに対する特殊な薬物療法であるとか、白内障に対する眼内レンズの外来手術、今は入院しないで外来で手術を受けれるようになってますし、それと在宅酸素療法を受けている患者で重度身障者医療費助成を受けていない人、こういったある程度特定することもできるんですね。この方たちの生活状況を見る中で、限度額を超えての支払いが本当に大変である。そしてまた申請が、このご本人がなかなか理解してうまく申請ができないとか、こういった状況を勘案する中で、私が申しあげましたような、いろいろ償還払いについて、高齢者の方わかりにくい問題ですので、研究のほうをしていていただきたいと思ひます。これは非常にややこしい問題も含んでおりますので、それくらいにしておきたい、提起をしておきたいというふうに思ひます。

これで私の一般質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、8番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、松田議員の一般質問をお受けいたします。5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、質問をさせていただきたいと思ひますが、特に近年の先行き不透明な中での予算編成作業に当たられていますことは、大変なことだろうなというふうに思ひます。私は関係者のご苦勞を心からお察し申し上げているところでありますが、その中において、私どももやはり重大な関心を持っているところでありますので、15年度の予算編成に当たっての基礎問題、諸課題について質問をしてみたい、こういうふうに思ひます。特に、こうした困難な先行き不透明な中での予算編成に当たっての基本的な方針をどのように設定されているのか。また、その前提になります財政運用の現状と推移をどのように展望しておいでになるのかということについて大まかに見解を聞かせてほしい、このように思ひているところであります。

平成13年度の一般会計決算に伴います資料を見てまいりますときに、いわゆる実質収

支では、前年度と比較をして1億6,746万9,000円出ています。実質収支額は、5億6,581万5,000円の黒字になっている。この実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントとされているものであります。

一方、財政の硬直性、あるいは弾力性を判断する指標の一つとされております経常収支比率は83.2%で、前年度と比較をいたしまして1.6ポイント下がっています。

また、標準財政規模として示されておりますいわゆる財政再建団体転落への分岐点というものは、この中では20%としておりますが、公債費の割合を示す公債費比率では22%で、昨年の比較では0.3ポイント下降したとはいえども、依然としてこの分岐点と言われております20%を超えているということであります。

さらに、財政力指数は、平成13年度では0.521となっておりますが、この指数が1に近いのか、あるいは1を超えるほど財源に余裕があると言われてはいますが、平成13年度一般会計決算を見る限り、依然として財政は硬直化の傾向にあるということが明らかであります。

このような視点に立って考察をいたしますときに、行政執行の任に当たる立場において、平成14年度の予算執行の現状、あるいは推移をどのように展望しておいでになるのかということについてお聞きをしたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町は来年度の予算編成に当たっての基本方針をどのように設定しようとしているのか、またその前提ともなる平成14年度の予算執行における財政運用の現状と推移をどのように展望しているのかというご質問でございますが、まず初めに、平成15年度予算編成の基本方針についてでございますが、平成15年度予算におきましては、第1に、将来にわたる町財政の健全に向けて歳出の抑制を図ること、第2に、本町が掲げる人にやさしいまちづくりの推進に果敢に取り組む必要がありますことから、限りある財源を重点的、効率的に配分し、的確に対応していくことを基本として予算の編成を進めておるところでございます。

次に、財政運用の現状についてでございますが、平成14年度決算見込みにつきまして、平成13年度決算と比較をいたしましてご説明申し上げますと、まず歳入につきましては、現下の経済情勢を反映して、町税が約7,000万円の減少、普通地方交付税にあっては約8,000万円の減少となっており、合わせまして一般財源が約1億5,000万円の減少する見込みとなっております。

一方、歳出にありましては、人件費、扶助費及び公債費を合わせた義務的経費が約4,000万円の増加、少子・高齢化の進展に伴い国民健康保険、介護保険などへの各特別会計への繰出金が7,000万円の増加、そして賃金、委託料及び使用料などの物件費は約8,000万円の増加となる見込みでございます。

次に、これら歳出の構成割合について分析してみますと、概算ではありますが、初めに人件費が2ポイント減少して21%、公債費が1ポイント減少して18%、そして物件費では平成13年度と同程度の19%となる見込みでございます。また、繰出金につきましては、2ポイント上昇して11%となる見込みであります。

その結果、財政状況を分析する各指標につきましては、地方公共団体の財政力の強弱を示す財政力指数につきましては、平成13年度と同程度の0.52となり、財政の硬直化、弾力性を示す経常収支比率では、約3ポイント上昇して86%程度となる見込みでございます。また、標準財政規模に対する公債費の割合である公債費比率につきましては、横ばいの22%程度になる見込みでございます。各財政指標が示しておりますとおり、本町の財政は引き続き厳しい状況が続くものと思われま。

次に、今後の本町の財政の推移でございますが、初めに歳入面では、現下の経済情勢、少子・高齢化の進展に伴う労働人口の減少によりまして町民税が引き続き減少する見通しであるとともに、地価の下落などによる評価替えの減に伴い固定資産税におきましても減少する見込みとなっております。

また、普通地方交付税につきましても、国において地方交付税制度のあり方そのものについて議論されており、また地域総合整備事業債の活用により算入されていた事業費補正分が順次終了していくことから、減少が見込まれるものでございます。

一方で、歳出面でございますが、公債費の償還につきましては、主に歴史街道ネットワーク事業として10年償還で借入れを行ってございました町債につきまして、順次完済となっていくことから、減少していく見通しとなっているものの、少子・高齢化の進展による国民健康保険、介護保険への繰出金、公共下水道の事業進捗に伴う繰出金が増大する見通しとなっております。

この結果、財政状況を示す各指標につきましては、公債比率では、町債の償還額の減少により平成18年度までは20%と高い水準で推移するものの、その後は減少するものと考えております。

しかしながら、財政の硬直化、弾力性を示す経常収支比率につきましては、少子・高齢

化の進展による国民健康保険、介護保険への繰出金、公共下水道の事業進捗に伴う公共下水道事業への繰出金が増大する見通しとなっていることから、引き続き上昇して、平成16年度以降からは95%程度と高い比率で推移するものと考えております。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 平成15年度の主要の事業施策と財源見込みについての考え方を問うているわけですが、私は定例議会の初日の本会議で、提出議案説明の冒頭に小城町長が当面する事業取り組みの状況説明をされました事柄が、平成15年度の主要な施策の骨格として位置づけをされ予算化されようとしているのではないかなというように、勝手でありますけれども推察をいたしています。

この中で気になりますのが、町営住宅目安北団地建設工事などの継続大型事業のほか、懸案事項ともいえるべき総合福祉会館の建設整備事業やJR法隆寺駅周辺整備事業が、計画構想の段階から事業実施の段階に踏み込もうとして、平成15年度事業計画の中で予算措置が講じられることになるだろうと期待を寄せているところではありますが、どうでしょうか。現時点における事業計画の進め方と必要な予算規模、財源の確保措置などについての考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現段階で予定しております主要な事業でございますが、まず、ご心配をおかけいたしております（仮称）総合福祉会館の建設につきましては、事業費総額約16億円を予定し、地方債を活用しながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

全体事業費の財源内訳につきましては、地方債が約12億円、一般財源が約4億円程度は必要となってくるものと考えております。

具体的なスケジュールにつきましては、平成15年度では、用地取得、基本設計を行い、その後、平成16年、17年度の2カ年において建設を予定いたしております。

また、15年度での事業費につきましては、用地の買収面積にもよりますが、概算で約3億円から4億円を予定しており、その財源といたしましては、事業費の約2億円から3億円を地方債で補い、残り1億円程度を一般財源で賄いたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅整備に向けた取り組みといたしましては、その事業費は約15億円を予定いたしております。地方債の活用が可能であれば、地方債を活用しながら事業の推

進を図ってまいりたいと考えております。

全体事業費の財源内訳につきましては、地方債が約12億円、一般財源が約3億円程は必要となってくるものと考えております。

具体的なスケジュールにつきましては、平成15年度では基本設計を行い、その後平成16年度において詳細設計を行った後、平成17年度での工事着手をと考えております。

また、平成15年度での事業費につきましては、一般財源で約4,000万円を予定いたしております。さらに、現在国との協議を進めている最中ではありますが、その協議が整いましたら、史跡中宮寺跡の史跡用地の購入を行ってまいりたいと考えております。平成15年度では、約4億円程度の事業化を協議しておりまして、その財源手当といたしましては、充当率100%の用地先行取得債4億円の活用を行いたいと考えております。

なお、地方債の償還に対しましては、後年度におきまして、国と県を合わせまして9割の補助金が交付されることとなっており、一般財源の充当額は4,000万円程度となると考えております。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、次に掲げております外形標準課税の法人事業税の導入についてどのような認識を持っておいでになるかということをお尋ねしたいと思います。

このことにつきましては、いわゆる地方財政の現状は、景気低迷に伴う税収の伸び悩みや景気対策による公債負担の増など危機的な状況が続いている。一方、地方分権の推進に伴いまして、地方自治体が担う役割はますます増大をし、地域の実情に即した施策を積極的に展開していく必要があると強調をされています。

このような状況下にあつて、行政改革を一層積極的に進め財政の健全化に努めることはもちろんであります。増大する住民の行政サービスのニーズにこたえていくためには、地方税源の財源確保を図っていくことは、地方自治体にとって極めて重要なことであるとして、地方6団体は、地方交付税等地方税源の充実確保を目指し、その実現を求めています。その中の1つに、法人事業税への外形標準課税の導入については、都道府県財政の安定は町村財政にとっても極めて重要であるということから、早期導入を図るといった内容の項目があります。

このことについてであります。与党内でも、商工族議員や公明党議員に反対意見が根強くあると言われておりますが、小城町長はどのような認識を持っておいでになるのか、お

聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 法人事業税の外形標準課税の導入についてでございますが、法人事業税は、県税の基幹税として安定化のほか、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化等の観点等から、平成15年度税制改正での実現に向けて県としては強く要望しておられます。また、導入に伴い中小の法人については、十分な配慮が必要なことから、そのことについてもあわせて要望が行われているところであります。

また、外形標準課税の導入は、税収が安定するという点を重点課題として、去る7月18日開催されました全国知事会でも緊急決議が行われたところであります。

一方、経済団体からは、法人事業税への外形標準課税導入については反対の意を唱えていることも知っておりまして、去る11月の28日には、全国商工会連合会が緊急総会を開いて、その関係等についても強く反対をされておるところでございます。

私としては、この外形標準課税は、広く薄く公平に受益に応じた負担を求めるものであり、地方分権を支える基幹税の安定化のため、導入については意味があるものと考えておりますが、導入の方法、中小法人等の税負担に配慮する意味から、今、自民党税調では、今朝からもいろいろとそういうことを論議しながら、15年度に取り入れるのか、あるいはまた15年度では一部に限るのかということをお折衝をされておるところでございます。そういう意味からも、ご理解を得られるような慎重に議論を進めてもらう必要があると考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、次の福祉、介護の財源確保を目的とする消費税の充当方式についてどう考えるかということで質問をさせていただきたいと思っております。

年金と社会保障のあり方、その財源措置の方法をめぐってさまざまな議論が尽くされておりますし、きのう、きょうのマスコミ報道などにつきましても、年金の扱い等についてあるべき姿として報道をされています。

年金の物価スライド凍結の解除、あるいは保険料の引き上げや給付額の引き下げなどが検討されていると伺います。このことについて厚生労働省の言い分としては、現役が痛手をこうむっているために高齢者も分かち合っほしい、端的に言ってそういうことであります。これに対して年金者側は、介護保険を削りとられ、老人医療費も引き上げられ、その上年金まで引き下げられたのではたまったものではない。国民年金受給は平均5万円と

いう人が圧倒的でありまして、果たして暮らしていくことができるのかどうか、十分見届けてほしいと訴えています。年齢的立場によって、その受けとめ方の相違があるかと思うのでありますが、共通して言えることは、保険制度による福祉、介護などの財源確保のための負担能力が限界に達しつつあるのではないかと。このような財源手当は、また今日講じられているような財源手当でありまして、一時的な対応としては有効と言えるかもしれませんが、恒久的な安定した制度とはなり得ないと思います。今、報道されております内容などを見ましても、現役関係者を対象にした取り扱いであって、高齢者に対しては、年金据え置き、または年金減少への方向を示すものとして、到底高齢者に安心感を与えるものとはなってまいりません。というように私は思います。

私は、むしろ社会全体が広く薄く、負担の公平性という立場に立っても、消費税のあり方を検討して、福祉、介護などの目的税化して安定した社会保障制度として確立することが選択肢の一つとして十分に考えられてもいいのではないかと。というように最近しみじみと感じているところでもあります。この点について、町長はどのような認識をお持ちになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ご指摘のとおり、私も保険制度による福祉、介護などの財源確保は、将来の国、地方の財政を考えたときに、それぞれの負担能力は限界に達しつつあるのではないかと考えております。先だっても、週刊誌でございましたけれども、毎年1%をそういうような目的税として、将来的には10%ぐらいそういう目的税をしてはどうかというように、週刊誌にも出ておったことも記憶をしております。

また、少子・高齢化を考えるとときには、恒久的な安定した制度が維持できるのかは、質問者の言われているように、不安であると思います。

福祉、介護などを目的とした消費税につきましては、今後の国、地方財政の状況を見ますと、真剣に議論、検討されるべきものと感じております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 先ほどの標準課税の関係、あるいはただいま申し上げておりますいわゆる福祉、介護の財源措置がどう行われるかによって、極めて地方財政に対する影響力が強いというふうに私は思うんです。新たな財源措置などが講じられない限り、地方財政はいつまでたっても救われることのない今日的な状態の危機的状況は続くもの、こういうような立場から考えますと、こうした点について、いろいろな意見はあると思いますけ

れども、合意形成を図るべく努力をされることが当面緊急の課題になってくるのではないかと、このような考え方を持っているところでもあります。

そこで、こうした局面を打開するための一つの方法として言われているものに、いわゆる市町村合併問題が浮上しています。

市町村合併の意義が強調されていることの1つに、危機的状況の地方財政を建て直して多様な行政需要にこたえるためには、自律可能な一定規模の自治体に再編することが不可欠であるというようにされています。現在、斑鳩町などが指向いたしています合併規模に再編することで財政運営の危機的な状況を克服することが期待できるとお考えになっているのかどうかということについて、お聞かせをいただいております。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在指向しております合併規模に再編するという事で、財政運営の危機的状況を克服することが期待できるかどうかというご質問でございますが、現段階では、お答えするには非常に難しい問題であると思っております。この分析には、各町の一般会計、特別会計、土地開発公社等の財政分析を総合的に行う必要があると考えております。現在、王寺周辺広域市町村圏合併研究会におきまして、これらを分析する上での基礎となります各町の資料を整理しておりますが、その取りまとめができましたら議会にもご報告をしてみたいと考えており、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） このことについては、さきの質問者も質問をされておいでになりました。同じような回答を今いただいているわけではありますが、私は分析の方法についてでありますけれども、王寺周辺広域市町村圏合併研究会においていろいろな検討をしていくと。問題は、その検討をしていく、あるいは検討をする中身の問題と言いますか、視点としてどうしていくかということが大事だと思うんです。現時点において、私の推察であります、こういう検討というのは、現在の各合併の対象として考えている7カ町の財政の状況を分析をする、こういうことに重点が置かれているんだろうと思うんです。その現状分析をした結果において、やっぱり合併を促進しなければならない、現在の危機状況を打開することができる、あるいはできないと見るのかということの判断材料にもなってくるんだろうと思うんです。それはそれとして意義があることだと思うんですが、問題は、3つの段階があって、それは前段階の調査、分析、そして情報の公開と、こういうことになってくるんだろうと思いますが、いわゆる特例法を適用している期間中の財源

、このところに目がいて合併促進ということがまことしやかに唱えられると、あるいはそういうことになるのではないかというような質問内容も先ほどあったように私は思います。確かに私はその点についても注意をしなければならんと思うんです。

したがって、現在の財政の状況がどうあるのか、このことは好転するのかどうか、そのためには特例期間中における、約10年と言われてますけれども、その間における準備基金であるとか特別な措置、手当、補助、こういうものがある。そのところに集中して議論をして、そのことについてそれは一体どうなるのかということが一つあると思うんです。

それから、それらが終了した後、合併はしたけれども、一時的な手当はしてくれたけれども、その有効期限が切れた後一体どうなってくるということについて、この3つの段階で分析をしていくことが重要になってくるのではないかな、こういうように思うんです。しかし、これは、現状の分析もなかなか困難でありますし、10年先、あるいは期限後の関係にまで推察するということが非常に難しい問題でありますけれども、このことが何としても21世紀をどう展望するかという関係に大きく、斑鳩町の総合計画との具体化ともあいまって重要になってくる問題だというふうに私は思うんです。

だから、そういった意味合いにおいて、市町村合併研究会などにおいて、そうした3つの区切り、段階を念頭に置きながら調査検討をしていこうと。そしてその関係について住民に明らかにしていこうというような姿勢を持っておいでになるのかどうかということについて、多少気になります。したがって、その点についての見解をお伺いしておきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま質問者がおっしゃっておりますように、そういったことでやはり検討をしていくことは大事と思っております。今後、そういった中で、いわゆる調査分析をしていくことにつきましては、今おっしゃっていただくようなことを念頭に置きましてやはり進んでいかなければ、やはり将来に禍根を残すということでございますので、その点を十分視野に入れて進んでまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、合併を指向することによって、しているのかしていないのか今それを検討しているんだということにもなるのかもわかりませんが、一応ここでは指向をしているという立場からの認識に立っての質問というふうにご理解をいた

だいておきたいと思うんですが、いわゆる合併を指向する中で、主要な事業施策の執行というのは一体どうなっているんだろうかということではありますが、このことについては私は明確にしていく必要があるだろうと思います。

合併問題への関心が高まっていることについては間違いのないと思うんです、是非は別にして。しかし、合併を推進することが望ましいと考えながらも、生活の利便性、高度な行政サービスの提供、行政の効率化や経費の節減が期待できるのか、あるいは公共料金などの負担が増大をしないのか、あるいは町村合併内で地域格差が生じないのかなどさまざまな不安を訴える人も多く見受けられます。

事業実施の執行が合併特例債を当てにしたものであってはならないと思いますし、そのような批判に対してもこたえるためには、やはり目指すべき自治体の将来像について示して議論を深めていただく。そして、それぞれの事業施策の位置づけを明確にしていくということの対応が今必要なのではないかと考えているのでありますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 合併指向で主要な事業施策の執行がどうなるかのご質問でございますが、ご指摘のような生活の利便性を初めとする種々の事柄について明らかにされていない現在におきまして、合併に対する不安を訴えておられる住民の皆様に、これらの点について一刻も早く明らかにしていく必要があると考えているところでございます。

また、各町におきましても、それぞれの総合計画に基づくまちづくりが行われているところであります。当町におきましても、第3次総合計画に基づくまちづくりを平成14年度からスタートさせたばかりでございまして、懸案事項が山積いたしております。

このようなことから、(仮称)総合福祉会館、JR法隆寺駅の整備、藤ノ木古墳の整備等の斑鳩町の住民にとって重要な事業は、この斑鳩町が発展する上で必要不可欠なものばかりでございます。そういったことの認識のもと、これらの施策を着実に推進していく考えでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、先ほどの質問者にお答えになっているわけではありますけれども、あえてお尋ねをしていきたいと思いたすのが、合併問題のいわゆる最終判断をどのようにしていこうとするのかということが極めて重要になってきていると思いたす。これまで、合併問題は住民の意思が尊重されるべきだと常々政府も言っております。し

かし、最近伝えられております状況になりますと、小規模町村合併などについては、むしろ強制的に政府権力によって実行させるかのごときものが浮上してまいりました。このことについて極めて私どもは不安に感じています。情報の公開と、いわゆる住民参加なくして新しい地域づくりの展望というものは期待できないと思います。今の合併に対する十分な情報公開が、行政の側からもされていないと思いますし、我々もまた議員としてそれを住民に十分にお示しをし得る材料、判断の持ち合わせをしていないのも事実であります。

そうした点から、自己反省も含めながらでありますけれども、何よりもこれから先の行政の姿を住民一人一人に示すリーダーシップというものが需要だと思えます。これまでのように、事あるごとに中央の意向を気かけながら国庫補助に頼るという中央集権的な発想と姿勢を地元から、地域から改めていかなない限り、幾ら枠組みをかえたところで実の伴ったものにはならない、新しい自治体を創造するというふうなことは期待できないと私は思います。

その展望を開き、住民に具体的に差し示すのが議員や首長の重大な責務にほかならないということの自覚を深めるものでありますけれども、やはり何としてもこの合併の是非についての最終的な判断は、十分な情報を提供し、住民の自主的な判断ができるような情報の提供を行う中で、住民投票によって決せられていくのが最も望ましい姿ではないのかなというように私は考えております。そのことについて、先ほどお答えをいただいておりますけれども、再度町長からご答弁をいただきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。○町長（小城利重君） 合併問題は、地域に影響を与える重い課題であります。現在に至

るまで合併についての住民の意向は、十分な情報提供がなされていない中での簡単なアンケート調査程度にとどまっており、その結果をもつての賛成か反対かという議論にとどまっております。

また、ご指摘のように、この問題は、情報の公開と住民参加が不可欠であり、これらの点について十分手当てしていく必要があると感じております。

このようなことから、情報の公開と住民参加の中で、住民、議会、行政がこの問題について議論を活発に行い、最終的に住民の皆様方の声をお聞きする手段として、時期を見て住民投票について議会にもご相談を申し上げたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 本日ただいま申し上げました一般質問に対する理事者側の積極的

なご答弁を感謝をして、これで質問を終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、5番、松田議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、13番、喜多議員の一般質問をお受けいたします。13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 通告を2点いたしております。それについてこれから質問をさせていただきますが、理事者におかれましては、明快なる答弁をいただきたいと思っております。

1点目の「商業活性化計画に向けて」ということでお尋ねをしてみたいと思うんですが、これは平成14年、ことしの1月25日から2月の15日にかけて商業調査をされております。その調査目的と内容についてをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） お尋ねの調査目的と内容ということでございますけれども、町内の卸売り、小売業、それから飲食店、サービス業等の経営者の方々を対象にいたしまして、現在の経営状況や将来の経営方針、それと商業活性化に向けた取り組みについての考え方をお聞きいたしました。実態に即した商業活性化のあり方を探るための資料を得ることを目的に実施いたしました。

調査内容といたしましては、各店舗の現状についてということと、店の将来計画について、それに商店街及び商業協同組合での取り組みについて、商業活性化に向けた取り組みについて、働く方の健康について等について調査をいたしました。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、調査目的と内容についてお聞かせをいただいたんですけれども、そういったアンケート調査をされました回収状況ですね、回収状況をどのように分析をされているのかということもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 回収状況でございますけれども、今回のアンケート調査は、商工会の協力を得まして、それをもとに、町が経営実態の把握できる町内の小売商業者のうち、販売業、卸、製造も含むんですが、及び飲食業、喫茶とか飲食店、仕出し店な

んかを含むんですが、を中心に抽出いたしました292店舗といたしますか、事業所を対象に実施いたしました。

アンケートの回収数でございますけれども、142票でございます。回収率といたしましては、48.6%でございます。業種ごとに見ると、回収率のよくないものも見られたわけなんです、町内の業種をほぼ網羅した形で回答をいただいております。回収率が50%を切る状況でございますけれども、これまでの商業関係の調査での回収状況と比較してみまして、関心度が高いのではないかというふうに思っております。今後町の商業活性化を考えていく上で、現状及び商業化の意向把握をすることにおいては、有効な結果が得られたのではないかと考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 分析をお聞かせいただきました。

続きまして、斑鳩町の町内の経営されている経営状態についてお聞かせをいただけますか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 店の形態といたしますか、各店の形態につきましては、単独店が80.3%と大半を占めておりまして、経営組織につきましては、個人が69.7%、それと法人が22.5%ございました。以上でよろしいですか。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） アンケートの調査結果をお尋ねをしておりますが、長引く不況につきまして、商工業の皆さんは大変厳しい状況下にあるわけですね。この調査をしていただいた中で、私なりに調査報告書を見せていただきましたので、ちょっと分析といたしますか、素人でございますが、やってみたんですけれども、先ほど分析状況、それから回収率とかいろいろお伺いをいたしました。経営状態については、法人と個人経営を見ますと、圧倒的に個人経営が多いということでございます。

それから、今お尋ねいたしませんでしたけれども、その個人経営、もしくは法人の年間の販売額はこういったものであるかと言えば、全体の37.3%が、売上高がわからないと、不明と回答された方がございまして、それから500万円未満が売上高であると回答された方が9.9%、500万円から1,000万円未満という回答が9.2%。これらを全部合わせますと、56.4%になりまして、個人経営の方々の売上高というのは1,000万円未満ぐらいであろうというふうに見られます。

また、年間売上高が1億円以上を上げているという店舗もあるわけですが、それはコンビニストアとかファミリーレストラン、それから自動車販売業、修理業、こういう法人の業種は別といたしまして、斑鳩町の商業形態が、非常に比較的の零細な個人経営ということが浮き彫りになっております。

それから、ちなみに、斑鳩町の事業者の営業年数でございますけれども、15年から30年未満というのが最も多く、30.3%でございます。30年から50年未満というのが23.9%と聞きまして、50年以上というのが20.4%あるということでございます。中には100年以上という回答もあったということで、やはり定着した営業稼働をなさっているなど。やはり老舗もあるということで、斑鳩らしいなという感想を持ったところであります。

先ほど申し上げましたけれども、世間の経済状況は非常に厳しい。長引く不況に売上高はどのように影響しているのかという問いに対して、減少している、また非常に減少しているが合わせて83.3%と大多数を占めております。全体的に経済は落ち込んでいるということが明確にわかるわけでございます。

その落ち込んだ理由といたしまして、第1の理由が、不況であるということをして73.2%の方が回答をされております。先ほどから申し上げておりますように、零細企業が多い斑鳩町の中で、やっぱり大型店舗の進出ということで、価格競争というのは大変な加えて打撃になっているのではないかなというふうに見ております。

それから、続きまして、将来の計画はどうかという点については、積極的な販売をしていきたい、新たな販路を開拓したいという方が44.3%でございます。将来に対する経営意欲を持っていることがわかります。この方々が約半数の44.3%という回答率でございます。それから、新しい分野の商品を扱いたい。それから、売り場や店舗を新装したり改装したい。で、駐車場の確保といった積極的な経営姿勢もうかがうことができます。アンケートから見る斑鳩町の商業実態は、将来に向けて可能性と活力を發揮できる要素がまだあるのではないかと、私はこのアンケートの中からそのように理解をいたしました。

それで、続きまして、4番目の活性化をお尋ねをしていくわけですが、今申し上げてきました活性化をするについては、商工業者自身の意識ということも必要であります。ですから、それもあわせて商品券事業のあり方についても考えていきたいと思うんですが、そこで、まず活性化と商品券事業についてをあわせてお伺いしておきたいと思っておりますので、2点をあわせてお伺いいたします。

商品券事業につきましては、たしかことしの3月定例会で私が一般質問で取り上げさせていただきまして、商品券の補助金と申しますか、補助金を30万円を町からされていたわけですが、それが全面カットされたということで大変打撃を受けているという声も聞いておりましたので、私質問させていただいたんですが、このアンケート調査の中で見まして、共通商品券については厳しい回答になっているということは否めない。といいますのは、こういう商業協同組合が発行されている共通商品券については、大変経営上のメリットがないというのが半数を占めておりました。関心がないというのもありまして、それからもっと大型店舗でも使えるようにするべきではないかという意見もあつたりするわけなんです。もっと流通させないといけないのではないかという指摘もあるわけです。それにつきまして、商品券の補助金カットについて、大体1割方の方々が回答の中で役に立っているということも申されておりますので、これからの商品券というか、こういった地域通貨についてはどのような認識で行政は取り扱おうとしておられるのか、その辺も含めてお伺いしてみたいと思うんです。

といいますのは、カットされた理由が、所期の目的は達成したと、一定の売り上げている推移を見た中で打ち切ったというふうな答弁をいただいているわけですので、この1割方の方々は大変役に立っている、あとの方々は余役に立っていないというふうにおっしゃっているんです。この現状のままで、カットされたままでいいのか。その辺のところも加えてお伺いしてみたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、喜多議員のご指摘のように、この共通商品券の事業につきましては、平成4年度より取り組んでおります。10年が経過しております。ただ、この基本的な問題は、この取り組むときに、県は補助金を出しますよというところからこういう形で商工会が乗ってきたと思います。県は1年限りです。後はないわけです。

ただ、喜多議員がおっしゃっていただくように、私は商工会の活性化というのは、まさに商工会30万円もらったよって商品券の販売ルートがどうかという問題よりも、私はやっぱり商工会が自主的に、この500円の券が、490円でおさめて、あとの10円は商工会のいろんな分野で活用するとか、あるいは500円の共通券でも、530円、550円が店舗でそういうものが買えますよという一つのそういうことを私は商工会がやっていくことがいいんじゃないかと。

今、斑鳩町で、この共通商品券の30万だけじゃなしに、私は一番大きな問題は、この

商工会が今1,000万の補助金があるんです。県下でも、1,000万というのはほとんどないんです。おっしゃっていただいているそこを見ていただいたらわかるように、大和郡山市も1,100万円です。

そのことを考えますと、まだ私は、何年かたったら、もう補助金を値上げしていただかなあかんということで、議会あるいは町に要望が上がってくる。これで2回ほど要望が上がってます。前に上がったときに900万から1,000万円に私はさせていただきました。

ただ、そのときに、何かいい方法がないかなということで、私はあえてごみの袋についても、私は商工会を通じて、商工業者の方々が販売してくださいよと、そのかわり450円の部分は45円の22円50銭は商工会に自動的に入ってくれますよというところまで私はやってきておるわけです。

ただ、やっぱり商工会の関係等について、お金がどうというよりも、商工業者と商工会が中心となって活性化を図ろうとしたら、その品物が500円の共通商品券で530円、550円でも買えますよというようなものを出していく。あるいは、昔並松商店街——今並松商店街もサービス券もありますけれども、やっぱりああいうシールを張って何枚かしたら何ぼか買い物ができたとか、今私のほうでも缶つぶし機の関係でも、シールをずっと張って、それで共通商品券を、500円の券をもらってボランティアの金に利用されている方もございますし、やっぱり共通商品券、私はもっと売るという努力をしていかなかったら、何ぼでもそういう機会はあるわけです。仮にお葬式があったかて、町内の関係等については、こういう共通商品券を使っただけませんかということも私は自治会の方々にもお願いして、そういう協力をしていかなかったら、私はこの共通商品券というのは、今老人会の500円、1人、これがかなり大きなウエートを占めておるんです。それでも儲からないとおっしゃるから、儲からなかったら、私はこの共通商品券というのは、今後どうあるべきかそれを考えんと、いつまでも30万でそれでいけているんじゃないんです。30万で人件費いったら当然いきませんから。ただ、商工会のすべてのことを考えていかなかったら、私は、今各種団体補助金を2割をカットしている中でも、商工会については1,000万、あるいは商工祭りに200万。

商工祭りの200万についても、やっぱり一つの団扇にしても、協賛店、何ぼかやっぱりそれはいただいておられると思います。やっぱりそういう努力をされているということ、そういうものも考えていただいて、何もカットしたというんじゃないしに、自主的に商

工会としての、町がこれだけいろいろと工夫してもらっている、考えてもらっているというのを念頭に置いていただいて、商工業の発展、あるいはひいては観光行政の発展というものに私は結んでいかなかったら大変だと思っております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 町長に答弁をいただきました。共通商品券については、種々いろんな考え方がございます。実際に取り扱っている方々については、先ほどから申し上げているとおりに、やはり継続をしていくためには、商品券の券の印刷代ということもあるわけで、そういうことも入ってくる。そういった意味で不満をおっしゃっているわけなんです。確かにこのアンケートの調査から見まして、このアンケートの対象を先ほどお聞かせいただきましたけれども、商工会に加入されている以外の斑鳩町で営業をなさっている店舗もしくは事業所についてのアンケートであったというふうに私は理解をしているんですが、その中で商業協同組合に加入をしているいないにかかわらず商品

券——商品券と呼ばせていただきますけれども、商品券については余り利益がない、利用価値がないというような回答が多かったということは、まさしく今町長が答弁の中にありましたように、やはり商工会の自助努力ということも大いにあるわけです。

ですが、それにつきまして、1,000万円の年間の商工会に対する補助金といいますか、それもおっしゃっておられます。私もその1,000万円というのが商工会の中でどのように運用されているのか中まで調べたことはありませんので、それが大きいのか小さいのか判断は今できませんが、確かに他町村と比べて大きい金額であるということは、商工会の皆さんからもお伺いはしております。しかし、内容として私は今ここで言える立場ではないんですが、ただ私が申し上げておきたいのは、商品券について、非常に、私も実際のところそんなに商品券というものが斑鳩町にあるという存在すら知らなかった。やっと言われてそういうものかというふうに思った時期があります。いろいろとあちこちの商品券の性格とか、いろんな発行の方法とかいうのを見せてきていただいた中で、斑鳩町の商品券の活用というものは、どうしたらもっと伸びて皆さんに愛される商品券になるのかなあというふうに私も考えないわけではないんですが、これは私が考える前に、やはり商工会の皆さんの商品券を取り扱っておられる方々のやっぱり協議、それからアイデア、そういうものが必要であろうというふうに私は思うんです。

ですから、今大変不況ということは、新聞をめくってもテレビをつけても飛び込んでくる言葉は、長引く不況に対してということが出てくるわけですから、やっぱり今の時期に

、零細企業では、先ほどから申し上げておりますように、斑鳩町は非常に零細企業、個人経営が多いわけです。1,000万円に満たない売上高であれば、年間収入というのは本当に微々たるものになってくる。苦しい経営であろうというふうに想像します。

ですから、後の項目にもありましたけれども、アンケートの中で、1日に客が来るのが10人ぐらいというのが非常に多かったんです。10人ぐらいお客さんが来られて、単価にもよりますが、経営が成り立たないというふうに心配をしております。

そういったもろもろの条件をあわせて、この商品券というものを、今非常にまちづくりの中で取り組んでいるところがございます。こういったことを研究をしながら、こういった形が一番斑鳩町に流通しやすく皆さんに好まれる商品券になるのかなということ、商工会の皆さんももちろん知恵を出していただかないといけないんですが、やっぱり行政側としても、補助金はカットしたというけどそういう意味じゃないんだというふうなことはこっちに置いときまして、やはり町の活性化の一部になるこの商品券のあり方について、行政ももっと真剣に取り組んで、こういった方法でやった方がいいのではないかと、いった指導方法というものもあるのではないかと、いうふうに思っております。ですから、もうひとひねりした商品券のあり方について、行政の指導をお願いしたいと思います。

商品券のことにつきましては、町長に答弁をいただきましたので、これで商店街の活性化、ちょっと繰り上げて活性化についてをあわせて、同じようになるんですが、申し上げていきたいと思っております。答弁は結構でございます。行政としてももう少し商品券についての研究も加えて指導していただくように重ねてお願いしておきます。部長によろしくお願いしておきたいと思っております。

それから、商店街の活性化についてということにもアンケートの内容が出てきているわけですが、これについてもずっと見させていただいて、どういうことが商店街の活性化になろうとするのかという質問に対して、有効的な取り組みとしてはどうかということで、回答をされて圧倒的に多かったのが、観光とタイアップをする事業というのが多くて、それから空き地、空き店舗の活用、それからもう一つ一番最近の買い物形態が車ということでございますので、駐車場の整備、アクセスの向上、そういったことが幾つか回答に出しております。それから、特に顕著なものとしまして、特徴ある町並みデザインというのがありまして、大きく取り組むまちづくりに対する期待だろうというふうに思っております。

片方、では斑鳩町の商店街の問題点とは何かということについては、まず、活気がない、駐車場がない、集客力のある施設がない、若い世代が利用できる店舗がない等々、これ

は経営者に対するアンケートでありますけれど、我々、私は消費者でございます。消費者も常々日常感じていることがそのまま数字にあらわれているというふうに思っております。

このように、アンケートの調査の中から資料となって出てきたものに対して、じゃ商店街の活性化についてはどうしていくのかというところで、この商業活性化計画というものを作成されようとしております。

このアンケートは、先ほど申し上げましたように、2月の15日に終了して、私どもの手元に調査結果を報告書として3月になっていただいております。それから随分日がたっております、私が一般質問をしました中で、商業活性化計画を策定する、平成15年度に策定をしていくという回答をいただいているんですが、平成15年度といいますと、平成16年の3月31日までが平成15年度と言うかなと思うんですけども、アンケートはできております。このアンケートをもとにして、商工会との協議をどのくらいどのように重ねられておるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） その件につきましては、この前ご答弁させていただいたのと同じことなんですけれども、一応14年度にどういう形にしていこうかということで、活性化の計画を策定に向けて、商工会等その関係のところと協議をしていくという話になっております。

今どういう状態なのかということでございますけれども、商工会のほうに協力を求めまして、ただ商工会の幹部の人といいますか、そういう人だけで話し合っておってもなかなか前向いてはいけないということもございまして、若手の方、そういう方も入っていただいてということで、メンバーを一応選定していただいて、近々会合を持って、そのアンケートをもとに、かなり商工会に対して厳しい回答も確かに先ほどおっしゃったみたいな形で出ております。そういったことも踏まえまして、どういうふうにしていったらいいのかということで、行政のほうも、県なんかで出ている資料なんかも入れまして、その辺で一応検討していこうという形でしております。

今のところは以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） まだ商工会とは協議をされていないということですが、早急に、メンバーの選定とかもおっしゃっておられましたので、やっぱり当事者でございますし

、町の活性化とあわせてこの商業活性化は斑鳩町のまちづくりになるわけですから、協議をしていただきたいと思います。大体平成16年の3月の31日までが平成15年度ですよ、行政で言う。そうすると、1年間以上ある。そうした協議を何回か重ねられまして、最終的には、これはコンサルタントで依頼というか委嘱をされる予定でしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 先ほども申し上げましたが、これからちょっと打ち合わせをさせていただきます、商工会の方と。町の意向としては、15年度中に一応活性化計画という形でまとめていきたいというふうに考えております。必要だと考えれば、当然コンサルのほうにもお願いをしたいというふうには考えております。これは予算要求の話もありますし、私のほうで一般的には言えませんが、そういうふうなものも一応視野には入れております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） コンサルへ依頼するかどうかはこれから検討していくという答弁で理解していいんですか。——それで、ことしの3月の予算委員会でも、コンサル料が、委託料が多いという指摘もありましたので、余りコンサル、コンサルとって依頼というものもどうかなというふうに思ったりもするんですが、専門的分野から分析した活性化ということも、ある意味では必要ではあるかなと思います。しかし、一番の活性化が当事者にとってどういうふうな状態で一番いい方法で事業が展開されるのかといえば、やはり当事者、地元であろうというふうに思いますので、やはり回数を重ねるだけが効力的ではないと思いますけれども、有効な協議のやり方でいい案を引き出していきたいというふうに思います。

バブルが崩壊しましてから不況という言葉が耳に飛び込んできて久しく長いです。10年以上たっております。商工業者、特に個人零細企業を取り巻く環境というのは、口がすっぱくなるほど申し上げても足りないぐらいに厳しい状況の中にあるということは、もう現実皆様よくご承知のとおりであります。

ですから、計画をつくられて、16年度から計画が発行するとしまして、非常に手当てとしてはおそいのではないかとというふうに私は思います。その間の短期的な景気対策というものは、余りお考えになっていらっしゃるのかなというふうに思うんですが、やはり計画の中に短期、中期、長期、そういった中で事業を進めていこうとすれば、長期の分

については、やはりどんと腰を据えた計画が必要でありまして、中期についてはほぼ中期で目指して浸透をするように、短期にはもう目先のことで悪いんですけども、やはり今の手当てはどうするか、余りそういう短期、今の現状手当てということはお考えになっていないのか、これ答弁いただけますか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 確かに議員おっしゃられるとおり、我々もそういうふう
に思います。というのは、活性化計画、当然まとめるに当たっては、長期的な展望から当
面の施策というふうな形になると思います。

一応今おっしゃってましたように、当然担当レベルといいますか、町の内部で実際の商
工会の方々と協議をさせてもらう。それが一番基本になるものでございます。それをする
ためにはどうしていったらいいとか、他府県の例でどうやっているとか、いろんなこ
とが、専門的なことも出てくることがありますんで、コンサルにもという話もいたしまし
た。

その中で、当然今おっしゃられているように、当面内で困っているか、どういうことを
すれば短期的に効果が出るかと、有効的なものが出てくれば、それはそれなりに町も一緒
に協力できるものであれば一緒にして頑張っていきたいと、まとめ方としてはそういう形
のまとめ方になろうかなというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 大変難しい問題であります。慎重にと言いながらも大胆にか
つ柔軟にという、どっかで聞いたような言葉なんですけど、取り組んでいただいて、現状打
破ということまでいけるかどうかはわからないんですけど、行政としての役目はしっかりと
そういうところで果たしていただきたいなというふうに思っております。

この計画づくりの作業を、今先ほどから申し上げましておりますように、進めていく中
で、対象となる地域や、それから人々の、商工業者の共通した認識を十分に共有をされて
、計画理念を確立していただきたいと、そのように思います。

そういったことで、活性化について、商業計画の目的にも少し入りましたけれども、6
番目の商業活性化計画の目的と実効性についてというところでお伺いしてまいりますが、
これはさっきから言っている繰り返しになりますけれども、まずしっかりと、
先ほどから申し上げております計画理念ですね、計画の目的をまずお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 先ほどからも話は出ておるかもわかりませんが、一応活性化計画の策定につきましては、先ほど質問者のほうからも、アンケートの結果について述べられておりましたですけれども、要するに策定に当たって実態調査の結果から見ますと、観光のタイアップということ、それから組織づくり、人づくり、またまちづくりの一体的な取り組み等を柱として、商業者の方々、これからも協議させていただきますが、商業者みずからの方が意欲的に主体的に活性化に取り組んでいただくことが大切なことだと、こういうふうに考えております。同じ答弁になるかもわかりませんが、商工会及び商業者の方と協議を進めながら、早急にそういう方向性といいますか、そういうものを見出して策定に向けて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 目的がそういったものとして理解をします。

その目的を達成するための事業の実効性といいますか、先ほどから申し上げておりますように、絵にかいたもちでは計画倒れになってしまいますので、それが確実に地域に密着した形で効果が上がってくる方法というのを考えていただきたいというふうに私は思っております。これは、次の2番目の観光事業対策についてにも少しかかわってきますので、ここは飛ばしまして、2番目の「観光事業対策について」移っていききたいと思います。

3点ほど細かく分けておりますけれども、網羅して全部を含めて申し上げていきたいと思うんですが、観光という事業に対して、奈良県を訪れる観光客は、奈良に何を期待してくるのかということではいろんな分析をしてみたいと思います。

まず、私たちが観光というこの観光という言葉が日本史の中にあらわれてきたのは、1856年、江戸末期でございまして、オランダ国王からときの政府に贈られました蒸気軍艦が観光丸ということであったと。それから観光という名前が出てまいりまして、光を観ると、これは簡単に見るんですけれども、これは中国の四書五経の易経の中に出てまいりまして、国の光、いわゆる優れたところを見る、または見せる、そういうことで観光の語源になったということを聞いておりますので、余計なことですが、申し上げておきます。

そこで、観光客は奈良県に何を期待しているのか。これは、奈良とは一般的に奈良市を指しているというふうに思ってくださいれば結構です。奈良の観光情報誌やパンフレットといった情報メディアでは、歴史、それから伝統、自然というイメージが大きくクローズアップされて出ております。こういった奈良に対する固定されたイメージというのが、地域のあり方に規定してしまったのではないかという疑問から、これからの奈良の観光の形を

今もう一度模索し直してみる必要があるのではないかとって調査をされた経過が、これは1997年から1998年にかけて実施されまして、奈良県を訪れた観光客に対して街頭面接調査でございます。

まず、奈良に対する期待感という項目で尋ねたところ、1番目の質の高いサービスを提供する宿泊施設、2番目が便利でリーズナブルな交通機関、それから3番目がおいしい郷土料理の提供という、そういう項目については、これらはほとんど期待ができない。期待できないというほうに数値が大きくなるということでございます。それから、神社や仏閣などの文化財については期待ができる。これは、奈良県が持っている文化財は豊富な文化財でございますから、従来から奈良の魅力とする一番の要素であると考えております。観光客の期待感を充実させる構成要素として、郷土料理、交通機関、宿泊施設の整備が不可欠であり、奈良観光の魅力を再構築するべき事柄ではないかということでございます。

それでは、斑鳩を訪れる観光客の期待するものは何かということでございますけれども、奈良はイコール名所旧跡を中心とした観光地のタイプとして挙げられております。先ほど申し上げました3つの項目に、今奈良に来て何を期待するかとって3つ挙げました。この3つの項目に類似性を感じます回答であったというふうに思います。それから、奈良・法隆寺という認識でございます。東京、関東、遠方から来られるお客さんは、斑鳩町というのは余頭になんです。斑鳩・法隆寺と言えば、奈良市内の郊外の一部であって、斑鳩の里があって、奈良市斑鳩町というふうに理解する人が多いです。ですから、斑鳩町は斑鳩町独自の町ですよと言っても、えっ、奈良市じゃないのという言葉が返ってくることに私は大変がっかりもするんですが、奈良イコール法隆寺という認識というのを、我々は斑鳩町に住んでいます者としてどういうふうに理解したらいいのか。地元である私たちが、法隆寺・斑鳩町という位置づけをもっと明確に打ち出す必要があると、これは言わなければならないことだろうと思っております。

観光業界といいますか、旅行産業は、宿泊業、運輸業、みやげ物店、飲食店、観光施設等から成り立っております。ちなみに、宿泊旅行の消費総額、年間当たり、国内でです、14.7兆円というものが消費されております。日帰り旅行はどうかと言えば、4.5兆円、合計で国内旅行が19.2兆円という消費額であります。

国内旅行の1人当たり、じゃ、幾ら使っているかと言えば、平均4万5,400円を使っているという。宿泊を伴う国内旅行者は、年間延べ2億人と言われております。

それでは、海外へ行く日本人は、1年間にどのくらいあるかと言えば、ちょっと同時多

発テロで減少したと言っておりますけれども、1,622万人。

それでは、日本に来てくれる外国の観光客はどのくらいいるかと言えば、327万人ございます。どこの国の外国の方が一番日本を訪れてくれるかと言えば、第1位が韓国でございます。韓国、それから続いて台湾、アメリカ、中国、香港、ずっと、ヨーロッパが入ってくるわけですが、延べ人口が327万人。

それでは、この327万人の中から、国際文化観光都市とする奈良にどのくらい来てくださるかと言えば、年間5万人。行政は、これは県が言っているんですが、世界に光る奈良県といった割には、余り奈良県に来てくださらないな、情報発進が下手なのかなというふうに思います。

文化財の豊富さは、国内周知のところでございますが、じゃ国宝が一番多いのはどこかと言えば、日本で一番国宝が多いのは、奈良県ではないんです。東京でございます。全国で奈良県は国宝を持っているのは2番目ということでございます。そういった文化財というか国宝というか、そういった歴史、伝統、そういったものに寄っかかる観光については、もうある意味では負けているということでもあります。

外国から来てくださる旅行者を受け入れる態勢がまだ不十分ではないのかということも、業界の方は心配をされております。奈良県を訪れる観光客は年々減少をしていると言いつつながら、国内のお客さんを入れて奈良県に来る観光客は3,500万人。斑鳩町は、200万人ぐらい来るといった時期があります。それからだんだんだんだん減少して今100万人を切っております。しかし、100万人を切っているというんですが、先だって私また明日香のほうへ行ってみましていろいろ話を聞いてみましたら、明日香は大変好まれる、奈良県の中では好まれる観光地なんです、年間の数は、観光客どのくらい来ますかというふうに言ってみましたら、やっぱり30万人ぐらいだと言っていました。奈良の中で30万人と言えば、かなり好まれているけれども人数としてはそのぐらい。もちろん宿泊等が整備がされていないから日帰りで帰る。その割には、まだ斑鳩町は、100万人を切るぐらいといったら、奈良県の中では大きな資産だと思うんです。そういうことを考えて、観光対策にはもっと力を入れていただきたいなというふうに思っております。

先ほど、商業調査意向調査の中でも、観光客を引き込む観光事業とタイアップした事業というか、していきたいという声があったということで、やはり重視するべきであろうというふうに思います。アンケートの後に、報告書の後についている自由意見の中で、もっと観光客を大切にすべきである。先ほどから申し上げております、観光事業とタイアップ

して、観光客が1日楽しく過ごせるような施設が欲しい、町指導で腰を据えて考えてはどうか。それから、リーズナブルな料金で長期滞在できるような宿泊施設をつくったらどうかという貴重な意見、将来を見込んだ意見があったことは、先ほど述べました奈良県の中の観光客を対象にするデータの中と同じような意見であるということを申し添えておきたいと思います。

それで、これらの、今ずっと私申し上げてきましたけれども、観光対策、それから観光事業をどのように展開させていくのか。それと、こういった事業を商業活性化計画の中でどのような位置づけで確定されていこうとするのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、今の商業活性化の計画の中での取り組みの中にも出てくるとは思ふんですが、一応生活者や訪問者にとっての集客の魅力のある道づくりのあり方、先ほど議員さんもおっしゃられたそういうふうな宿泊的なこともということもアンケートの中にも出ていたという話もございませう。それは大きな問題でございませうけれども。それに、農業等も含めた地域産業の振興やら、観光振興も当然視野に入れながら、一応総合的な計画というような形でまとめていきなうというふうに思ひておひます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、部長のお考え方を聞かせていただきましたが、ひいては商業活性化計画と言ひましても、やはり大きな考え方の中では、斑鳩町の地域、まちづくりだろうというふうには私に思ひておひます。地域づくり、今よく耳にします。まちづくりも大変盛んに行われておひます。

じゃ、地域というものは一体どういうものかということ、学問的にいひますか、言ひえ、経済、文化、歴史、社会等に関して何らかの共通性やまとまりを持つ範囲のことを指す、こう言ひておひます。相対的に意識される地理的範囲のことを地域というということでありませう。

地域づくりの主体はじゃ何かと言ひえ、自治会、それからPTA、婦人会、老人会、商工会等々がございませう。それと、もう一つ忘れてならないのが、地域密着型の企業であるということでありませう。行政の役割の基本というのは、これらの主体に対してどう支援していくのかということでありませう、地域の社会基盤の質の向上をすることでありませうというふう

うに考えます。活力や豊かさがある地域の創造は、そこに住む人々が、創生、感性を築き、豊かな信頼関係を保ちながら、地域に貢献し、将来世代へ引き継いでいけることであります。観光事業イコール観光対策とも言えるこれからの地域活性化は、定住人口、いわゆる斑鳩町に住んでいる人、そこに住んでいる人ではなくて、交流人口の増加を目指すというのが一つの課題であると言われております。

交流人口の増加に最も有効的なものが観光のお客さんが来てくださるということです。観光客が一度訪ねてきます。私たちもあちこちの観光地に行きました。もう余り来たくないなと思うところもありますし、もう一度来てみたい、時間をつくってもう一度行きたいなというところもあります。そういった、もう一度この地を訪ねてみたいという、観光客を再度呼び寄せる魅力を持つことであります。ぜひもう一度、もう一度と何遍も来ていただけるような政策ですね。

それから、これは少し申し上げにくいんですが、私の友人に奈良交通の観光部におる者がございまして、ツーリストでございまして、団体客を率いて、主に修学旅行とかいろんなものを連れて歩くときに、奈良県は団体旅行の受け入れ態勢が余りよくないと言っております。まず、団体を大型バスで迎えるときは、JR奈良駅でもだめ、それから近鉄奈良駅でもだめ、もちろん法隆寺のJRの駅でも受け入れができません。じゃどこで待っているかといったら、新幹線で来た客は、京都から高の原で降りるんです。高の原で降りて、高の原で大型バス5台ぐらいに乗って、それから奈良の市内観光をする。大変不合理な話を言っていましたけれども、そういったアクセスというか、道路整備が非常にない。これは旅行者の中で大変不評でございます。

そういったもろもろの中に、じゃおいしい物を食べさせるところがほとんどない。これもよく前からずっと言っておりますが、これは本当に言いにくいんですが、修学旅行を受け入れている法隆寺の門前のそういった施設の方々が、大変本当に申しわけないが、連れていった観光客に申しわけないが、気の毒なような食事を出す。そういったことで少し苦情を入れますと、もう別に2回も3回も来てくれんでも、ほかから何遍も何遍も一般の客が来るからいいねんというようなことを聞いていると。それでは法隆寺が泣くやろうというようなことを大変苦情を言われまして、しんどい話だなあというふうに私も思ったんです。

最後に大変苦言を呈しまして恐縮と思っておりますけれども、観光対策というものに対して、やっぱり受け入れる町も、それからそういった施設を持つ業者も、意識の改革が必要

であるというふうに思っております。これからの観光客の一番のメインは何かといたら、地域がどうやってもてなすかということ、快くして帰すか、ホスピタリティーというふうに呼んでおります。世界文化遺産のある斑鳩でございます。ぜひとも将来は、国際観光都市として決して恥ずかしくないような発展をしていくということを夢見まして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、13番、喜多議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（中西和夫君） 再開いたします。

小野議長が体調がすぐれないということで、私と交代をいたしますので、よろしく願いいたします。

なお、山本議員より、急用のため欠席ということの連絡を受けております。

続いて、1番、森河議員の一般質問をお受けいたします。1番、森河議員。

○1番（森河昌之君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

今回の教育基本法の改正の中間報告についての教育長の認識についてお尋ねいたします。

先般、中央教育審議会、この審議会は、教育長もご存じのように、文部科学大臣の諮問機関であります。この審議会の総会が、平成14年11月14日に開催され、教育基本法の初めての改正として提言をされました。現行の教育基本法は、戦前の軍国主義を支えた教育の反省から、昭和22年3月、今から55年前に現行の日本国憲法の精神を反映して制定されたところであり、これまで教育の憲法とも言われ、制定されてから今日まで一度も改正されず現在に至っております。

この教育基本法の前文は、「われわれは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われわれは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

こうした前文と、そして11条の条文からなっておりますこの教育基本法の前文は、教育に関する基本的な理念及び国民代表によって構成する国会において法律という形式で定めたこと、憲法の理念を踏まえて教育の理念を宣言するものとして異例な前文を付しているのが特色であると言われております。

今回は、この前文の改正は先送りになっておりますが、各条文に新たに加える概念が示されております。今回の改定で意義深いものは、第1条及び第2条の教育の目的、教育の方針の中での、国や郷土を愛する心、社会形成に主体的に参加する公共心の育成などが盛り込まれている点。また、第6条での学校教育では、教職員の使命感や責務などを、また第7条の社会教育では、学校と家庭と地域社会との連携及び家庭の果たすべき役割や責任が中間報告で示されました。

こうした価値観は、学校現場では、これまで一貫してないがしろにされてきたこともあり、現行の教育基本法に欠落をしております。価値観などが盛り込まれた今回の改正の提言については、私は大きく評価をしているところであります。

しかし、こうした新しい理念を教育基本法に加えることで、今の子どもたちを取り巻く深刻な状況を好転させるか否かであります。今、子どもたちの周りを見ると、陰湿ないじめや学級崩壊、勉強する意欲の低下、他人を思いやる心のないことなど解決すべき問題は山ほどあります。こうした問題を今回の改正で解決に向かって前進できる努力をする必要があると思っております。

本町の学校教育を、中間報告の内容について具体的に述べた上での何らかの形で事前に取り組み、評価することの対応をすることができないのか、お尋ねをしたいと思います。

また、教育長は、この中間報告の改正内容等を含め、評価するもの、もしくは過去の教育行政の検証や反省を含めもっと議論をすべき内容であるのかどうか、教育長の所見を述べていただきたいと思います。

○副議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、森河議員さんから、今回出されました中間報告についての内容と、それからそれに対する事前の取り組み、あるいはそれに対しての教育長の所見はどうかということでございます。

今議員もおっしゃっていただいておりますように、現在の教育基本法につきましては、

昭和22年3月31日に施行されまして、その後55年が経過いたしているところでございます。

この教育基本法では、第1条に、教育は人格の完成を目指すことといたしてありまして、第2条に、あらゆる機会にあらゆる場所において実現されなければならないこと、第3条に、教育の機会均等、第4条に義務教育、第5条に男女共学、第7条に社会教育、以下云々とございまして、11条にわたって述べられているところでございます。これらの趣旨は、55年の時を経てしっかりと国民に根をおろし、各国の注目を集めるまでに、我が国の教育を確かなものにしたものであるというふうに私は考えているところでございます。

一方では、この間、国民の生活は、昭和30年代の神武景気や40年代のバブル期などを経て飛躍的に向上いたしてまいりました。社会は急激に大きく変化いたしました。そうした改革の中で、人々の価値観やライフスタイルも多様化し、子どもたちの内面を見詰めることをおろそかにしてまいった時期もあったのではないかと考えているところでございます。

子どもたちの周囲に目を移しますと、核家族化による高齢者との別居や、少子化によります児童と接する機会の減少などに見られる家庭環境の変化、また地域社会における遊びの変化等々、子どもたちを取り巻く教育環境も大きく変遷してまいりました。そして今、子どもたちには、他を思いやる心や命を大切にす心の育成が重要課題となっております。

このような課題の解決のために、本町といたしましては、小中学校におきましても、道徳の時間や総合的な学習の時間、いきいき体験等を通して、子どもたちの倫理観を培い、育て、また子どもたちみずからの体験を通して、社会性や自分が住んでいる地域を愛する心を育て、また人を思いやる心を育てることを目指してまいったところでございます。

こうした状況の中で、去る11月14日に中央教育審議会から、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」の中間報告を提出されたところでございます。

この中間報告についてかいつまんで申し上げますと、第2章で、「新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方」についてを述べられております。ここでは、「教育基本法見直しの視点」として、「国民から信頼される学校教育」や「家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進」、「生涯学習社会の実現」などが示されているほかに、「具体的

な見直しの方向」も示されております。

この「教育基本法見直しの視点」をさらに詳しく申し上げますと、教育基本法の見直しの視点につきましては、現行の教育基本法を貫く個人の尊厳、真理と平和、人格の完成などの理念は、憲法の精神にのっとった普遍的なものであり、新しい時代の教育の基本理念として大切にしていける必要があると考える。しかしながら、現行法には、新しい時代を切り開く心豊かでたくましい日本人を育成する観点から、重要な教育の理念や原則が不十分であり、それらの理念や原則を明確にする観点から見直しを行うべきであるとの意見が大勢を占めた。

その主な点については、1つ目に、国民から信頼される学校教育の確立では、一人一人の個性に応じてその能力を最大限に伸ばす視点として、自己実現を目指す自立した人間の育成を図るためには、基礎、基本となる学力と学ぶ意欲をしっかりと身につけた上で、一人一人の個性に応じたきめ細やかな教育を行い、その労力を最大限に伸ばしていくことという視点が重要である。しかしながら、これまでの教育においては、専ら結果の平等を重視する傾向があり、そのことが過度に画一的な教育につながったとの指摘があるとしています。

また、豊かな心と健やかな体を育む視点としては、豊かな心と健やかな体をそなえた人間の育成を図るためには、道徳や芸術など情操を豊かにする教育や、体育を初めとする健やかな体を養うための教育を重視する視点が重要であるとしています。

さらに、家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進におきましては、これからの教育の目標を達成するためには、教育の原点である家庭教育の重要性を再認識して、その役割を明確にするとともに、学校だけではなく、家庭、地域社会を含めた三者が十分に連携協力して子どもの教育に当たることが重要である。しかしながら、教育基本法には、このような視点が明示されていないとし、21世紀の国家、社会の形成に主体的に参画する日本人の育成を図るためには、政治的教養に加えて国や社会など公共に主体的に参画したり、共通の社会的なルールをつくり、それを遵守する義務を重んずる意識や態度を涵養することが大切であり、個人の尊重との調和を図ることが重要であるとしています。

また、生涯学習社会の実現におきましては、これからの教育の目標を達成するためには、国民がその生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会で適切に評価されるような生涯学習社会の実現に社会全体として取り組むことが重要であ

るとしています。

そして、教育基本法の見直しについては、教育基本法を改正しても、教育現場が直面する課題が解決するわけではなく、改正する意味がない等の意見もある中で、本審議会としては、教育の基本的な理念、原則を定める教育の根本法としての教育基本法の意義を十分に踏まえ、教育の諸制度や諸施策を個別に論じるだけでは取り上げにくい教育の目的、学校教育制度のあり方、家庭教育の役割など教育の根本的な部分について議論を行うことが重要であると考えます。

今後、さらに議論を深めることにより、教育基本法の諸規定を見直すとともに、それを受けて学校教育法、社会教育法、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律などに定める具体的な制度等のあり方や学習指導要領など教育諸制度の見直しを行うことが必要である。そして、これらの制度的改善は、さらに個々の学校等における日常の教育活動や家庭教育のあり方の見直しや改善につながっていくこととなるのである。

また、現場の教育課題の解決を目指す上では、教育基本法の見直し及び関連する諸法令等の改正などの制度的改善を進めるとともに、具体的な施策を総合的、体系的に位置づける教育振興基本計画を策定することによって施策面でも実効性のある教育改革を進めていく必要がある。

教育基本法の見直しは、我が国の教育全体に幅広く影響を与えるものである。それゆえに、新しい時代にふさわしい教育の理念となる教育基本法のあり方については、国民的な論議が不可欠である。本審議会は、以下に述べる具体的な見直しの方向に沿って教育基本法の見直しに取り組むべきであると考えているが、今後国民の皆様より幅広くご意見をいただき、さらに議論を深めてまいりたいと、このように結んでいるところでございます。

また、具体的な見直しの方向の中では、1つに、教育の基本理念、2つに、教育を受ける権利、義務教育等、3つ目に、国・地方公共団体の責務、4つ目に、学校、家庭、地域社会の役割について述べられているところでございます。

まず、教育基本法におきましては、現行法に掲げられている基本理念に加えて、現在及び将来の教育において重要であり、教育基本法に規定すべきと考えているものとして、個人の自己実現と個性・能力の伸長、創造性の涵養が挙げられています。教育においては、国民一人一人がみずからの生き方、あり方について考え、向上心を持ち、個性に応じて自己の能力を最大限に伸ばしていくことが重要であり、このような一人一人の自己実現を尊重することを明確にする必要があると考える。また、大競争時代を迎え、科学技術の進

歩が世界の発展と問題解決の原動力として期待される中で、未知なることに果敢に取り組み、新しいものを生み出していく創造性の涵養が重要と考えている。

また、感性、自然や環境とのかかわりにつきましては、子どもの生育環境の中から自然が失われつつある。地球環境の保全が大きな課題となっている今日、自然とともに人は生きていることを理解し感じる力を培うことは重要であると考えています。

さらに、社会の形成に主体的に参画する公共の精神、あるいは道徳心、自律心では、社会の一員としての使命、役割を自覚し、みずからを律してその役割を実践するとともに、社会における自他の関係の規律について学び身につけるなど、道徳心や倫理観、規範意識を育むことが求められている。また、互惠の精神に基づき、我が国社会や国際社会が直面するさまざまな課題の解決に貢献しようとする新しい公共の創造に主体的にかかわろうとする態度の育成も重要としているところでございます。

このうち、学校、家庭、地域社会の役割等の中では、現行法が、学校につきましては、公の性質を持つものとはしておりますが、学校の役割などにつきましては一切規定していないのに対しまして、中間報告では、これらの時代の新しい教育の目標の達成を目指して、教育の目的であります心身ともに健康な国民の育成を実現する上で今後とも学校教育は中心的な役割を果たすことが期待されます。

また、学校は同世代の子どもたちが共同生活を通じて社会性を身につけていく場とされています。

さらに、今後の教育を進めていく上では、学校、家庭、地域社会の三者の連携、協力をより一層強化することが求められており、そのためには、この三者の適切な役割分担の相互連携のあり方が明確にされることが必要であるなどと述べられています。

本町といたしましても、これまで学校、家庭、地域社会三者の連携を重視いたしまして教育行政を推進してまいりましたが、今後もこの三者の役割ははっきりとさせながら、一層連携を強めてまいりたいと考えております。

また、教員について触れられておりまして、子どもの人格形成にかかわる教員の資質の向上は教育上の最重要課題であるとされ、国・公・私立学校の区別なく、教員の使命感や責務を明確に規定するとともに、研究と修養により資質向上を図ることの重要性について規定することが適当と考えるとも述べられております。本町といたしましても、これまで以上にその重要性を思い、教員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。

さらに、家庭教育につきましては、家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点で

あるとされています。豊かな情操や基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で家庭教育は重要な役割を担っていると述べられております。

現行法では、家庭教育につきましては、社会教育の条文の中に、家庭教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないと規定されているにとどまっているのに対しまして、中間報告では、家庭教育の現状を考えると、それぞれの家庭（保護者）が子どもの教育に対する責任を自覚し、みずからの役割について改めて認識を深めることがまず重要であるとの観点から、家庭（保護者）の果たすべき役割や責任について新たに規定することが適当と考えられています。

さらに、教育行政の役割といたしましては、家庭における教育を支援するための諸施策や、また子どもを産み育てやすい社会環境づくりを教育を通じて進めていくことを通じて、家庭の教育力の充実を図っていくという観点を踏まえて規定することが適当というふうにされています。

さらに、学校・家庭・地域社会の連携につきましては、子どもの健全育成を図り、また教育の目的を実現する上で地域社会の果たすべき役割は非常に大きい。しかし、地域社会は既に崩壊しており頼りにならないとする意見もあるなど、その教育力の低下が指摘されて久しいものがございます。

このような状況にかんがみ、学校、家庭、地域社会の三者がいわば教育共同体として連携、協力して子どもの教育に責任を持ち、適切に役割分担することが重要であるとの意見が多く出されています。

しかし、現行法は、地域社会について何ら規定していない。そのため、学校、家庭、地域社会の三者が緊密に連携、協力して、子どもの健全育成等に取り組む重要性を踏まえて新たに連携協力等についての規定をきちんと位置づけることが適当と考える。

また、連携協力を進めていく上で、これからの学校は、みずからの教育活動等の状況について積極的に情報提供をするなど、説明責任を果たしながら、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を求めていくことが重要であることから、その旨規定することが適当と考えるとしています。

この家庭教育に関しましては、本町でも、これまでPTAや保護者等を通じまして、また家庭教育学級の開催を通じまして、家庭が担うべき教育の大切さや子育てのあり方等について訴えてまいったところがございます。

ところで、私がかねてから、家庭は心の安らぎを得る場所であり、心を許して安心して語り合える場であると考えてまいりました。また、家庭を愛する心を育てることがその地域社会を愛し、ひいては国を愛する心につながるものであるとも考えてまいったところがございます。その考えのもとで、今後も子どもたちが家族に愛され、家族の中で存在感を持ち得る家庭をつくっていただけるよう教育行政を進めてまいりたいと考えております。そして、このことが一層地域の発展につながれば幸いと考えているところでございます。今後も、一層家庭教育の充実を期してまいりたいと考えております。

以上、中間報告の概要を申し上げながら私の意見を申し上げました。いずれにいたしましても、この中間報告に盛られた内容は、21世紀を担う青少年を育成する上で極めて重要な事柄であると考えておまして、今後広く国民の声を聞きながらまとめることとされている最終答申を興味深く見守ってまいりたいというふうと考えているところでございます。

○副議長（中西和夫君） 1番、森河議員。

○1番（森河昌之君） ありがとうございます。

ただいま教育長のほうから、教育基本法の改正の中間報告についての学校教育における取り組みや評価について一定のお考えを聞かせていただきました。

今、日本の子どもたちは、先進国に比べ、規範意識や社会に貢献する気持ちには乏しいとの調査結果があります。こうしたことは、教育理念の空洞化と無関係ではあり得ないことと考えるものであります。現行の教育基本法に定めていることをきちんと実現されていれば、教育現場がこんなに荒廃することにはならなかったのではないかと考えるのであります。

今回の教育基本法の改正の提言においては、先ほど申し述べたとおり、愛国心や伝統の尊重、家族の役割の重視などこれからの社会が目指す方向性を示しており、今回の教育基本法改正の中間報告を十分尊重する中、本町の教育現場での山積する問題を解決すべく、教育現場にいち早く取り入れ、教育行政の発展充実に努めていただくことを強く要望いたしまして次の質問に移らせていただきます。

町長も既にご承知のとおり、斑鳩高校野球部が春の選抜大会に甲子園出場が濃厚となってきたことから、同校の出場に対する町長の現時点における考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

斑鳩高校は、地域住民の強い要望もあり、昭和53年4月に地元高安住民等の協力によ

り設置されました。たしか本年で創立25周年を迎えられておると思います。私ごとながら、私の息子も斑鳩高校でお世話になったことから、PTAの会長もさせていただき、殊の外同校とは今でもその動向に深い関心を持っており、また人一倍熱いものを感じております。これまで斑鳩高校は、国体でのヨットレースやレスリング競技の活躍、弓道での全国大会出場等、スポーツ活動も活発にされており、まさしく文武両道のすぐれた学校であります。野球部についても、甲子園への出場できるレベルがあり、昭和58年及び平成元年には、決勝戦まで勝ち進みながら、もう一步のところまで惜しくも敗退し、チャンスを逃がしたこともあり、私も大変悔しい思いをしてまいりました。

しかしながら、このたび秋季近畿地区大会で奈良県の1位代表校として出場、1回戦、2回戦と勝ち進みましたが、準決勝で惜しくも優勝した京都平安高校にやぶれてしまいました。しかし、ベスト4に勝ち残ったことから、11月27日の新聞では、奈良県高野連が、春の選抜大会への出場校として斑鳩高校を推薦したこと等報道しておりました。

町長もご承知のように、斑鳩高校野球部の部員の部内での不祥事が発覚し、出場が危ういのではないかと危惧いたしておりましたが、県高野連も日本高野連審議委員会の結論を踏まえ推薦をされたものであり、今は胸をなでおろしております。安堵の気持ちであります。もちろん普段から殊の外野球が好きで、これまで機会あるごとに応援に行ってきた町長には、より深い思いがあろうと思っております。最終的な出場の決定は、年がかわってからのことであり、まだ決まっていない中でのことは百も承知ではおりますが、町長も私も斑鳩高校への深い思いは同じであり、心から喜んでいただいております。お尋ねするものものであります。

また、現在、校長をされております吉田先生は、創立時にも斑鳩高校の教師として在籍されておられましたが、来年の3月には退職されると聞いております。いつも観覧席から大きな声を出して応援されていた校長先生にとっては、念願の甲子園出場が決まれば、これ以上のよい思い出になろうと思っております。

これまで斑鳩の名は、読み方も難しいこともあって、全国的に余り知られてなかったのですが、昭和60年の藤ノ木古墳の発掘により、奈良斑鳩藤ノ木古墳としてマスコミが報道したことから、斑鳩の名が全国的に知られるようになりました。この斑鳩高校の名称は、斑鳩の里にある我が斑鳩町の名からつけていただいたものであり、斑鳩高校が創立25周年の節目に当たる年に甲子園出場が決まり、大いに活躍してくれば、斑鳩の名はさらに全国的に知れわたることになると思っております。世界文化遺産のある我が町斑鳩町の

名が全国的に知れ渡ることは、行政面にとりましても大きな効果をもたらすものであると評価いたしております。

町とされましても、今後斑鳩高校が春の選抜大会で甲子園の出場が決まれば、どのような支援をしようと考えておられるのか、所見をお伺いいたしておきたいと思っております。

○副議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、森河議員から、斑鳩高校の野球に関しまして、来春の3月下旬から行われる選抜大会にほぼ出場が決まったのではないかということから、その熱意を聞かせていただきました。

斑鳩高校というのは、昭和53年に開校をされたわけでございます、特にその当時は県議会で綿谷勝治さんが、ぜひとも斑鳩へ高校を誘致したいんだと、生駒郡の中でも斑鳩へ誘致したいんだという熱意から、高安地域のあの富雄川の近くにかなりの土地を物色されて産声を上げたわけでございます。初代校長は太田校長でございましたし、非常にこの斑鳩高校を何とかやっぱり大事にしていこうという熱意がございました。特に中でも、昭和62年の4月から着任された地元の中西幸雄校長が、やはり地域のために斑鳩高校は町と連携を保たなかったらよくなっていかない。その熱意の中で、中西校長が率いるときに、平成元年斑鳩高校が、大島というピッチャーを擁して、智辯学園と決勝になりました。途中までは斑鳩高校が勝ってましたけれども、最終的には逆転負けをして無念の涙をのんだわけでございますけれども、その後いろんな幾多の変遷をしましてまいりました。当時からは、北野監督がずっとされてたわけですがけれども、北野監督も長い年月の中で、あと後任を信貴ヶ丘から森島という先生を迎え入れて監督をしていただいた。ちょうどその間際は、部員が10人足らずで、試合をしても、斑鳩高校の名誉を汚すような、第1回戦で高取にコールド負けするとか、いろんなこともございました。しかし、その森島監督は6年間で今日の礎を築いてこられた。これはまさに私はやっぱり、先人の方々が努力をされた。そして、斑鳩高校を着実にスポーツ等、先ほどからおっしゃっているように、若草国体のときには、まさに海のない県でヨットがされる。これはまさに斑鳩高校があのため池でヨット練習をしながら国体で出場いただいて、いいところまでいっていただいた。そのときも斑鳩という名前が非常に全国的に売れたわけでございます。

そういうことの中で、今回、恐らく来年の1月31日に選抜選考委員会が開かれます。恐らく4時か5時には出場が決まるとは下されるのではないかと今から思っております。私も、町議会、50年から出てずっと斑鳩高校を見詰めてまいりましたし、今も斑鳩高校を愛

し続けております。その中でこうして甲子園に出ていくことは、これ以上の名誉だと思えますし、まさにまた全国的に世界遺産のある町斑鳩、斑鳩高校がマスコミ等、あるいはまたいろんな方々、強いて言えば斑鳩町町民がこぞって私はこの斑鳩高校が、はつらつとした気分、新鮮な気持ちを甲子園で頑張っていたくことを期待を申し上げます。そのためには、また我々職員も当然でございますけれども、議員皆様方、議長を初め議員の皆様方が、やはり1人でも多くの方々が斑鳩高校をご支援いただくことによって、この斑鳩がより一層名を高めていくのではないかと考えております。

その中で、我々としては、今仮に1月31日に決定をいたしますとすると、いろいろと過去郡山高校が出ております。あるいはまた高田高校が出たり樫原高校が出たり、あるいは上牧町がサッカー大会で全国大会に出たりということをいろいろ聞かせていただきますと、郡山市では補助金等出ているのは500万、あるいは上牧町では150万とか、市と町のレベルは違いますけれども、いずれにいたしましても町としてもそういう形で、議会とご相談を申し上げて、先だっても議長とも話をしておるんですけども、3月の下旬の大会でございますから、そういう点については、3月議会のところで補正を組むか、あるいはそういうこともひとつ視野に入れながら、これからも議会の皆様方とご相談申し上げて、斑鳩高校に対する全面的な支援をしていきたい。また、斑鳩高校にとっては、後援会を立ち上げて、いよいよそういう姿勢、態勢づくりをされていきます。そういう中で、我々としては、できる限りの応援をさせていただいて、そして斑鳩高校が気持ちよく、決定したら甲子園に行っていていただくと頑張っていていただくことを期待申し上げておるわけでございます。

森河議員の熱意　——大体斑鳩高校というのは、地元、斑鳩中学あるいは南中学を出た方もかなり先輩でおりますし、私のほうの職員の中にも斑鳩高校出身の職員も何名か、5～6名か7名ぐらいは恐らくおると思えますし、やっぱりそういうことで、助役の息子さんも、ちょうど若草国体のレスリングのときには斑鳩高校の選手でございましたし、そういうことを踏まえますと、かなり斑鳩との関係が深いと思えます。そういうことを踏まえる中で、我々としてはできるだけ努力をしてまいりたいという気持ちでおります。

○副議長（中西和夫君）　1番、森河議員。

○1番（森河昌之君）　ありがとうございました。

ただいま町長の現時点のお考えをお聞きいたしました。先ほど申し上げましたとおり、行政面の効果も大いに期待できますことから、できるだけのご支援をお願いしておきたい

ことを申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（中西和夫君） 以上で、1番、森河議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、野呂議員の一般質問をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、質問をいたします。

1つは、入札制度の改善についてでございます。

まず、第1は、町の工事の入札について、予定価格に対する落札率は何%か、聞いておきたいと思います。平成10年からできましたら各年度ごとの、1,000万円から5,000万円はどうかということと、それから5,000万円以上は何%かということについてまずお尋ねしておきたいと思います。

○副議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま平成10年度から現在までの落札率のご質問でございますが、平成11年7月より入札契約事務に係る透明性を高めることを目的に予定価格の事後公表を行っており、これ以降についてのデータで回答させていただくということでご了承をお願いしたいと思います。

まず、平成11年度でございますが、いわゆる先ほど申し上げました事後公表させていただいております平成11年7月から平成12年3月末まででございますが、1,000万円から5,000万円までの件数は20件ありまして、落札率の最低が76.29%、最高は100%であります。平均落札率は、97.28%であります。5,000万円以上については、入札は執行しておりません。

次に、平成12年度でございますが、1,000万円から5,000万円未満につきましては、20件でありました。最低落札率は95.71%、最高落札率は100%であります。平均落札率は、96.85%でございます。5,000万円以上につきましては、1件ありまして、落札率は99.29%となっております。

事前公表をいたしました平成13年度でございますが、1,000万円から5,000万円未満につきましては23件ありまして、最低落札率は93.3%、最高落札率は97.45%であります。平均落札率につきましては、96.64%となっております。5,000万円以上につきましては、1件ありまして、落札率は67.52%となっております。

平成14年度につきましては、11月末現在まででございますが、1,000万円から

5,000万円未満につきましては、17件ありまして、最低落札率は89.47%、最高落札率は97.5%であります。平均落札率は96.34%となっております。5,000万円以上につきましては、3件ありまして、最低落札率は96.67%、最高落札率は97.98%でありまして、平均落札率は97.69%となっております。

以上でございます。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） いずれも相当いわゆる落札率が予定価格に対して高い——高いと
いうか、接近しているというんですかね、というように思うわけですが、平成13年度の
1つ極端にいわゆる低いのがありましたね。67.52%ですか。この物件は、どれです
か。

○副議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これにつきましては、平成13年6月15日入札を執行した
ものでございまして、消防コミュニティセンター、いわゆる第2分団の詰め所の入札の執
行したものでございます。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 普通のいわゆる落札率が予定価格に非常に近いと、いわゆる96
～97%、中には100%というものがあるわけですね、予定価格に。ちょっと100%
なんていうのは、私予定価格に信じられへん入札の仕方だと。これはいわゆる予定価格が
漏れない限り、こういう100%ということは起こり得ないんじゃないかと、神業的ない
わゆる入札結果だというように思うんですね。

それは別といたしまして、そういう高い落札率であるのに、13年度の5,000万円
以上の1件だけは、つまり消防第2分団だけは67.52%、なぜこのような落札率にな
ったというように分析をしておりますか。

○副議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 結果といたしまして、それぞれいわゆる入札されるについて
、その内容等を勘案される中でそういった札を入れられたという結果でそれだけのものが
出てきたというように認識いたしております。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） ちょっと今の答弁は、全然意味不明の答弁やったんですけれども
、もう一回きちっと。大体入札予定価格に近い、あるいはどんぴしゃりの落札が行われて

おって、この年のこの1件だけです。しかも、90%、90数%をはるかに切って67.52、何でこんなことになったんやということを聞いているわけですね。どういうぐあいに分析してんねやと。大体これはわかるでしょう、やっぱり。そこのところは、一体どういうぐあいに分析しているのか、考えているのか。

○副議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今先ほど申し上げましたように、それぞれ取りたいという意識が強く働いて、いわゆるそういった結果としてそういった低い率で落札されたと認識いたしております。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） こういう結果から考えますと、私はやっぱりこの事例は、つまりは談合が成り立たなかった、はっきり言えばね。そういうことを如実に示しておるのではないかと。平成11年から、まださらにさかのぼっても同じだと思っておりますけれども、少なくとも今公表しております平成11年から現在に至るまで、予定価格に対して90数%、100%、そういう落札率であったものが、たった1件だけガタンと下がってやったということは、つまり例外中の例外ですね。ということは、話し合いがまとまらなかった。つまり談合がまとまらなかったということを、私はこれは結果論的に言えば如実に示していると。

だから、その次に移りますけれども、私が②で書いておりますのは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が2001年4月に施行されたわけですね。入札制度の改善について、一体町はどういうぐあいに考えておるのか、この際伺っておきたいと思っております。

○副議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律につきましてまず申し上げますと、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、工事の適正な施工の確保を基本原則として、発注見通しの公表や入札及び契約の過程、契約の内容に関する情報の公表、不正行為等について公正取引委員会への通知などを発注者に義務づけるとともに、受注者に対して丸投げを全面的に禁止し、施工体制台帳の発注者への提出等を義務づけております。こうしたことで、公共工事の入札及び契約について、入札から事業実施に至る全過程においてその適正化の実現を図り、国民の公共工事に対する信頼の確保を図ろうとするものとし

て制定されておるものでございます。

本町といたしましても、斑鳩町建設工事入札及び契約情報の公表に関する事務処理要領を作成いたしております、平成13年4月より施行しているところでございまして、そういったことで透明性の確保、いわゆる入札の執行の適正を図っているところでございます。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） その事務処理要綱については、いつつくったのか、それは議会へ今まで明らかに——担当委員会だけですか、明らかにしておるのは。これは、つくったことについては、本会議等で、そういうものについて、この法律の施行に従ってこういうものをつくったということは、報告をいたしましたか。

○副議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、先ほど申しましたように、平成13年4月1日から適用しているものでございまして、この関係につきましては、担当の常任委員会であります総務委員会にもご報告申し上げておるところでございます。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 法律に基づきまして公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というものが差し示されたわけですね。これは、平成13年3月25日、総務省、それから財務省、国土交通省、告示第1号ということで出ておるわけでありましてけれども、その中で、第1として、適正化指針の基本的な考え方というのが出ておるわけですね。

そこをちょっとご紹介いたしますと、公共工事は、その入札及び契約に関していやしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施行を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められると。一方、公共工事の入札及び契約について、受注者の選定や工事の施行に関して不正行為が多数発生しており、ですよ、不正行為が多数発生しておると。その結果、我が国の公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良、不的確業者の介在する余地がなくなり、公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えているところであるというのが書いてあるわけですが、あとずっと長くいろいろ書いてあります。

そして、第2として、入札及び契約の適正化を図るための措置も講じなさい。それも具体的に相当書いてあるんですね。イロハニホヘトチリヌルヲというふうにしてありますけ

れども、その口のところを読んで見ますと、予定価格及びその積算の内訳、これをちゃんとしなさいということですね。これらをやっているかと、当町自身がですね。そのことを確認させていただきたいと思います。

への欄では、入札及び契約の過程並びに契約の内容についての意見の具申等を行う第三者から成る機関に係る任務、委員構成、運営方法、その他の当該機関の設置及び運営に関すること並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要と、こう書いてあるんです。これは、第三者機関をつくれということをおっしゃるんですね。そのいわゆる細かいことなわけですが、これについては、当町はどういうぐあいに、先ほど、何ですか、決めたとおっしゃる。だから、それにどういうぐあいに一体決まっておるのかということをお答え願いたいと思います。

それから、トにはこういうぐあいに書いてあります。入札及び契約に関する苦情の申し出の窓口及び申し出られた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関すること並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその処理の結果と、こういうことを一体やっておるのかどうかですね、この指針に沿って。やっておればその内容を教えていただきたい。

それから、飛んでリは、リとして、工事の監督、検査に関する基準、これを設けなさい、これはどうなっておるのか。

ヌとしては、工事の成績の評定要領、これはどうなっておるのか。

それから、ルとして、談合情報を得た場合等の取扱要領、これを決めなさいということですね。これは一体どういう形で決めておるのか。

ヲとしては、施工体制の把握のための要領、これを決めなさいということなんですね。これらはどうなっておるのかということをお聞きしたいと思います。まずその辺についてどうですか。

○副議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今、いろいろとご質問いただいておりますけれども、特にこういった中で、我々として、例えば談合のためのマニュアルとか、そういったものもつくっております。ということで、談合情報への対応についてというような分も一つのマニュアルをつくっております。どういうふうにしていくかということについてもやっております。（「1つずつ」と野呂議員述ぶ）

口の予定価格及びその積算内訳については、明らかになるようにいたしております。

それと、への入札及び契約の過程並びに契約の内容についての意見の具申等を行う云々

の関係につきましては、今当町ではそういったことはいたしておりません。

検査に関する基準評定要領につきましては、それぞれ担当の中で検査に関する基準を持ってやっておるところでございます。

それと、談合情報につきましては、談合情報マニュアルを策定いたしておりまして、そういったものにつきましては対応させていただいておるということでご理解いただきたいと思っております。

トにつきましても、いわゆる談合情報の対応についてというような中で、いわゆる処理ができるということで考えております。

リの工事監督検査に関する基準につきましても、それぞれ所管の中で対応いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員

○7番（野呂民平君） 今回のいわゆる法律、指針については、大事なことは第三者機関と、これの設置ですね、をやはり強く要請しておるんですね。そこが抜けておるという今の答弁でしたね。これについては今後どう対応するのか、もう一度改めて聞いておきたいと思っております。

○副議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、野呂議員の質問に対して部長が述べております。いずれにいたしましても、今回制定されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、そのガイドライン、また指針の中での文言等考える中で適切に町はやっているわけです。

やはり、一番私は町が発注する公共工事につきましては、まず事業を行う内容を的確に発注する前に審査すると、これが必要であろう。また、例えば、設計内容の中で十分なコスト削減ができていないか、そしてむだな見積もりをしていないか、これが必要であろうと思っております。そして、入札を執行し、業者が落札した後、やはり業者から業者が応札した中の内容、見積もりをいただく、こういうことをしていかなければならない。これは行っておるわけですが、そういう中のチェックもする。また、次に、執行の状況を把握する。これも必要であろうと思っております。そして、今先ほど申されました設計どおりできておるかどうか厳重なチェックをする、いわゆる検査体制の確立、これを図ること。この検査体制も、検査官を設けまして、毎年事業年度の当初にその基準を決めて行っております。

第三者機関というようなことの設置でございますけれども、やはりそうした形できちっ

としていくことが必要であろうと思いますし、我々としても技術的な面に劣る場合については、県等の中できちっとした形で教えていただき、そしてまた意見も聞いていくことが必要であろうと思います。そういうことをもって入札を適正に執行する。そして、適正な価格で事業が執行されるように努力すべき問題であろう、このように思います。

これまで野呂議員もご指摘をいただきまして、事前事後公表、そして透明性、競争性を高めるための予定価格の事前公表もしてまいりました。非常に住民皆さん方に、入札についての透明性を図ってきたのではないかと、このように思います。また、すべての面に対する公表もしております。それも公表して、閲覧し、住民の方も見ていただいております。ということでございますので、いずれにいたしましても、やはりガラス張りでやっていくということが大切であろう、このように考えております。そういう形で今後も入札の適正に向けての執行をしてまいりたい、このように考えております。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員

○7番（野呂民平君） 今、助役は答弁しましたけれども、やっぱり不十分な側面がある

というように思うんですね。総務部長がしてないということをはっきり答弁しましたよね。例えば、(2)のところでこう書いてあります。入札及び契約の過程並びに契約の内容について、学識経験を有する者などの第三者の意見を適切に反映する方策に関すること、こう書いてあるんですね。入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省庁の長などは、競争参加資格の設定、それから確認、指名の経緯などについて定期的に報告を徴集し、その内容の審査及び意見の具申などができる入札監視委員会などの第三者機関の活用、そのほかの学識経験者などの第三者の意見を適切に反映する方策を講じるものとする、明確に書いてあるんですね。それをしてないということですから、やっぱりやってもらわないかんのやないかと。

さらに、第三者の機関の構成員についても、その趣旨を勘案し、中立、公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うことができる学識経験などを有する者とするものとする。

それで、次の事務を行うことということで、第三者機関ですね、書いてあります。イとして、入札及び契約手続の運用状況などについて報告を受けること。これは発注者ですね、が受けることと書いてあります。ロとして、当該第三者機関またはその構成員が抽出し、または指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札にかわ

る指名の経緯などについて審議を行うこと。それから、ハは、必要な範囲で各省庁、発注者の町などに対して意見の具申を行うことというようなことが書いてあるわけですね。

ですから、そういうことをやっぱりきちっと、法律が制定されて、私は十分この法律に基づく、そしてしかもこの指針が出された。これが十分論議されて、当斑鳩町でどうい
うぐあいに入札について具体的にきめ細かく決めるべきだという点の論議が不十分なん
ではないかと。議会の意見を、法律に基づくそういった点での議会の意見も十分聞いてない
んではないかという気がするわけですね。そういう点について、もう一度洗い直して是正
する気があるのか、聞いておきたいと思います。

○副議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 是正するのかどうかということなのですが、先ほど私が、本町の
入札契約制度については適正にやっているということを申し上げてます。我々の側では、
国等大きな省庁の意見を聞くということはできないわけでごさいます、先ほど申し上げ
ました町としてどうしても判断できないものについては県の意見を聞く、こういうことを
先ほど申し上げました。そういうこともやっておるわけでごさいます。

いずれにいたしましても、この適正化促進に関する法律、そして適正化指針、これを忠
実に守りながらやっていかなければならない、このように思うわけでごさいますし、こう
した法律というのは、やはりこれまで大きな入札、契約に対しての問題があったわけでご
さいますから、その是正のためにこの法律が制定されたということでごさいます。この
趣旨を十分考えながら、やはり先ほど申しましたように、入札、契約制度の適正化に向け
て取り組んでまいりたい、このように思ってます。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） いずれにしても、いわゆるこの法律の指針に基づいてやっていき
たいと、こういうことですが、その事後公表した結果が、助役も今聞かれたよう
に、97～98%、100%が何件もあると、こういうことですから、これはやっば
り問題があると考えざるを得ないと。今現在は ————じゃ、13年4月以降はないねんな
。だけど96%とか97%とか、そういう数字でしょう。そういうことを改善をするため
に努力をしているところがありますね。これはご承知やというように思うんですけれど
も、それはなぜかという、この指針でも、そういうことについて書いてあるんです

ね。最後のほうで、例えば入札及び契約における国際標準化機構 ———— I S O ですね、 I
S O 規格の活用に関することと、こういうものをちゃんとしなさいと。こういう建設関係

は、ISO9000というらしいですけれども、そういうものが1つ。

それから、もう1つは、(3)で、入札及び契約のIT化の推進等に関する事、こういうことが書いてありますね。これは新聞報道でも相当知られていると思うんですけども、IT化で、こういうインターネット上で一元的に発注の見通しに係る情報や、あるいは入札の公告、入札説明書などの情報を取得できるようにすることにより、競争参加者資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待されると、こういうようなことも書いているわけですよ。

もう少し紹介しますと、例えばこれは奈良新聞の10月4日ですけれども、奈良市は、一般競争入札、条件つきでありますけれども、導入を決めたと。検討委員会を開いて、一般競争入札導入の対象事業を、これまで検討していた建築、土木、舗装のほか新たに造園、塗装の2業種を加え、5業種に拡大することを承認した。しかも、対象となる市の登録業者は、633社ですよ。それは人口は多いですから。いずれにしても多いですね。それだけになると。市は、18日と21日に対象業種の登録業者を呼んで入札制度改正の説明会を開くということでやっているわけですね。

そこで、どういうことを言うてるかというたら、今回の入札制度改正では、県と評価に差があるランクづけを是正。また、同一ランクの業者を20から30業者のグループに分け、それに地域性を加味しながら不特定多数の業者を入札に参加させることなど改善点を決めたと。管理課は、入札参加者が格段にふえて、顔ぶれが偏ることにはならないと。入札の透明性、競争性、公平性が確保できるのではないかとというように話をしているということですね。

さらに、橿原市は、これはちょっとやり方が違うわけですけれども、これはいわゆる落札予定価格をくじで算出するというようなことを行ってますね。これはよいか悪いかは別にいたしまして、談合等を阻止するためにそういうことをやっている。

それから、これは12月3日の朝日新聞でありますけれども、談合を封じて競争を促進と。各自治体がね。自治体の入札改革が行われているという報道、相当大きく取り上げております。どういうぐあいに書いてあるかというと、地方自治体が入札改革に動いていると。多くの自治体が始めた予定価格の事前公表以外にも、議員の口ききや業者の談合を封じる電子入札、それから郵便入札を導入したり、業者の競争を促すために最低制限価格を取り払ったりするところも出てきたと。財政難や相次ぐ不祥事を背景に、国に先んじて仕組みを変えていると、こういう報道がされております。

私どもの斑鳩町も、皆さん方先だってから、議員の質問に対しても、財政が苦しいんだということを盛んにおっしゃっているわけでありますから、そういう意味でも、私はこの改革というのは、いわゆる節約のためにはぜひともこの分野でも必要ではないかというように思うんですね。今、斑鳩町は、あらゆる分野で相当切り詰めておると。特にこの分野が、私はおくれた分野の1つに町では入るのではないかと。その点で真剣に検討を願いたいというように思っているわけです。

例えば、やってきた背景にはどういうもんがあるということで、大見出しで、背景には財政難や不祥事がある。これは鈴木宗男を筆頭にして至るところにたくさんありましたね、不祥事は。電子入札、これをやっているんですね。今夏から電子入札を導入した山口県の下関市ということで書いてあります。これは、改革のねらいは、応札業者を特定メンバーにできなくするため、予定価格という秘密の情報をなくすことと、業者選びの癒着を防ぐため、ことしから指名をやめて一定条件を満たせばだれでも参加できるようにしたと。以後は、応札は、平均30社と倍増したと。最高で75社の工事もあるというようなことですね。ことし5月から2,000万円以上の工事は郵便入札にしたと。そしたら、業者は一堂に会する場がなくなって、談合がしにくくなったと。7月からは一部で電子入札を導入。設計価格の事前公表や予定価格のくじ引きで市議らの口ききの余地をなくしたと。議員が今も市当局に接触してくるけれども、教えようがないと。こういうように関係者は言うところというわけですね。

下関市の先輩が神奈川県横須賀市だと。業者指名を98年からなくすなど全国に先駆けて改革したと。電子入札は、2001年度から。下関市は、横須賀市と電算システムを共有し、今後ほかの自治体も参画しそうだ。横須賀市の場合、競争が進んで落札価格が劇的に下がったと。市の設計価格と業者の請負額の差として浮いた額は、どんだけ浮いてきたかと。97年度の13億円が、2000年度には41億円、2001年度が30億円と。事務も電子化で効率化し、逆に工事の質を保つため、事後検査の人員を強化したと。そういうことをやるとるわけですね。

そしたら、やっぱり今日のこの財政が苦しいときに、やはり私はここにメスを入れている自治体があると。そうすれば、私は当町もやっぱりもう少し検討しなければならないのではないかと。少なくとも予定価格も、特に政府はこういう法律をせっかくだっておきながら、いわゆる昔歩切りというのをやってましたですね。今でも少しやっているかということですが、斑鳩町の歩切りについては、いわゆる端数だけ切っているだけやと。そう

したら、そういうことが何回かわかってきたら、いわゆる設計価格そのものが予定価格なんだと。それと見て間違いないと。端数切っているだけやと。そうなってきたら、積算なんてのは、今日ではいわゆる公表されているものと同じでしょう、大体ね。だから予定価格を公表したということにもなると思うんですけども、その辺のやっぱり問題ですね。そうしますと、限りなくいわゆる予定価格に近い落札が行われると。つまりは、競争が行われないということになると、談合ということですね。それしかないわけですね。

だから、そういうものをいかに、つまりは談合をなくす方策を考えるかということがかぎになってくると思うんです。それがうちでもたった1件あらわれた、談合が恐らくされなかったからこの極端な数字が出てきたんではないかというように私は思うわけですね。

だから、そういうぐあいに考えたら、やはりここには、談合についてはいろいろ研究しなさいよというように指針には書いてあるわけですね。そういうことに学んで、ひとつ私は、町民の皆さん方は、福祉から教育からあらゆる面で我慢してくださいと、財政苦しいんだからというように言っているわけですから、こういった面でも、この面についても私は、やはり今日の財政状況にかんがみて、やはり最大限の努力を尽くしてもらおうと、そして町民が納得するような入札制度、そういうものを確立していくということが大切なんではないかというように思うわけです。そのことをひとつ強く、今後の大きな課題として努力方をさせていただきますよう要求しておきたいと思います。

○副議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、野呂議員がおっしゃいましたように、やはり談合の防止、これは当然、その不正行為は排除しなければならない、このように思います。また、先ほどもご指摘いただいておりますように、落札率の上昇、また高どまりといえますか、そういうようなものが多く出るような状態となれば、やはり入札契約制度の改善に向かって進んでいかなきゃならないと思います。

ただ、入札方法については、いろいろな方式がございます。先ほどもご指摘のように、電子入札もあるし郵便入札もあります。また、公募型の一般競争入札もあるし、条件付きの一般競争入札もあります。いろいろ入札の手法があります。それをやはり町としては研究しながら、一番適切な入札方式をとり、そして住民の不安といえますか、また指摘を受けないような形で今後入札制度には十分改善を努めてまいりたい、このように思います。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 最後に、これはきょうの新聞です。12月6日、朝日です。「オ

ピニオン」ということで、「私の視点」ということで、これは大学教授、摂南大学の教授、行政経営学、島田達巳氏が言っているんです。これはどう言うところかいうたら、これは電子自治体のことについて触れているわけでありまして。例えば神奈川県横須賀市は、公共工事を電子入札に切りかえる際、指名競争入札をやめて一般競争入札にし、申し込み受け付けや工事発注状況、入札結果の公表などをインターネット上で行うようにしたと。それが談合をなくし、工事費を減らすことにつながったと。透明性と効率性という点で画期的な成果を上げたが、それは業務改革と電子化の相乗効果によるものであると、こういうような紹介をしておるわけですね。ほかのことに触れた中でこれを言っているわけですが、ひとつそういうことも参考にしてお願いしておきたいと思っております。

では次に移ります。2番に移ります。

ジェネリック医薬品、つまり新薬でない後発医薬品の使用を高めることについて、1つは、奈良県下の医療機関ではどれくらい使われているか伺っておきたいと思っております。

2つ目は、使用量をヨーロッパの50%並みに引き上げたら、当町の保険医療会計にどれくらい影響を及ぼすか、尋ねておきたいと思っております。

○副議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、医療機関等で保険診療に用いられている医療用医薬品につきましては、約1万程度の種類のものがあると言われております。今、質問者も申されましたように、新しい効能や効果を有しまして、臨床試験等によりその有効性や安全性が確認をされまして、確認されました医薬品については先発医薬品というように呼ばれております。先ほど質問者が申されてます後発医薬品と申しますのは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして臨床試験などを省略して承認される医薬品のことにつきましてそういうぐあいに呼ばれていると。ジェネリック医薬品ということでは呼ばれているということでございます。

ご質問いただいております県下の医療機関でどのくらい使われているかということでございますけれども、ご質問いただいてから、県とか支払基金、そして国民健康保険団体連合会等に確認のため、我々データを持っておりませんでしたので、問い合わせをさせていただきました。この機関におきまして、そういう情報はつかんでおらないということであったわけでございますけれども、インターネットで薬品会社のホームページ開設をされております。その情報ということでご理解をいただきたいと思っておりますけれども、日本における後発医薬品のシェアは、5から10%ということでは言われているということでホーム

ページには掲載がされておりました。

ジェネリック医薬品をヨーロッパの50%並みに引き上げたら斑鳩町の保険医療のほうはどう影響するかということのご質問であったと思うんですけども、斑鳩町の方で申し上げますと、国民健康保険の関係では、薬剤費の関係が約3億円ということになっております。これで、国の関係で見ますと、医療費の総額が約30兆円で薬剤費が6兆円ということで、年間約1兆円近くこの医療薬品を使いますと節減できるということと言われております。これでいきますと、約3.3%の減になろうかと思えます。これを斑鳩町に当てはめさせていただきますと、国民健康保険でいきますと、約5,000万円、そして老人保健につきましては、約7,000万円の節減ができるのではないかということの計算上は成り立っていくということでございます。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員

○7番（野呂民平君） 大体合っていると思うんですね。ここにも、紹介しようと思ってきましたけれども、いわゆる普通の医院でも、こういうジェネリック製品に取り組んでいるところが、積極的に取り組んでいるところがあります。そしたら、ものすごく減っていると。薬代、ここには23%減りましたという事例が報道されておりますけれどもね。

それから、私も共産党の今井光子議員が県会でどれぐらいジェネリック薬が使われているかと。現在4つの県立病院のジェネリック薬の使用率は2%ということですね。ですから、まだまだ県立病院でも低いわけです。斑鳩町では、三室病院が近いわけですから、私もあそこへ行きますけれども、そういうことを要請すべきではないかというように思うわけです。

それから、おもしろい広告を皆さん方にひとつご紹介しておきたいと思うんです。これは、さっき薬品会社のホームページを見たということを書いてみましたですけども、これは、「国民の皆様へ」ということで、「医療費の自己負担を軽減する薬があります」ということで、ジェネリック医薬品の広告を、宣伝をしているわけですね。沢井薬品株式会社というように書いてあります。どう書いてあるかといいますと、有効性と安全性が確かめられた新薬の特許が切れた後発売される後発医薬品のことだと。新薬と同じ効き目であることを証明して厚生労働省から承認を得ます。薬価が約半額と安く、提供できるのは新薬ほどの開発コストがかからないからでありますと、こう書いてあるんですね。日本ではまだ約10%ぐらいにすぎないから、もっと使うようになれば薬代が節約できると、こういうぐあいに書いてあるわけです。

今、部長が答弁しましたですね。国保で薬代が、薬価が約3億かかると。欧米並みに節約したら、5,000万円節約できると。それから老健はどうかいうたら、7,000万円だと。こういう答弁をされましたね。少なくとも、これはやっぱり一つの取り組む余地があると。大きな財源節約というようになると思うんですね。

もちろん私どもは、いわゆる国保会計等の会計の支出を圧縮するために、お年寄りの方の健康等について、いろんな健診を勧めたり、それから運動を勧めたり、いろんな取り組みをやってきたことは事実であります。そやけども、この薬代というのが一番やっぱり私は大きいんじゃないか。特に大手が薬価を高どまりさせていると、そういうところに大きな問題があると思うんですね。

ですから、このジェネリック薬品を使うということが、これは大きな一つの筋道として、解決できる筋道として考えられるというように思うわけです。ですから、そういう点で、全力を挙げて、やはり町内の医療機関、あるいは町内の人が多くかかる医療機関に対して要請をするということが私は必要なんではないかというように思うんですね。特に血管障害ですね、金がかかる、例えば脳梗塞でありますとか、あるいは心臓病の心筋梗塞、あるいは狭心症でありますとか、そういう大手術をしなければならぬというときに莫大な金がかかるわけですね。そういうことにならないように、もちろん食生活とか、そういう基本的なものも必要ですけれども、こういう点でも薬代、私やっぱり今大体3週間に1遍もろうてますけれども、医者に見てもらう費用は1,000円ちょっとであったり、うっかりしたら1,000円以下であるわけですね。ところが、薬屋へ行って、今、ワファリンでありますとか、これは血液をさらさらにする薬でありますとか、それから血管がけいれんしない薬でありますとか、それからその他いろいろ入っているわけですが、朝やったら10錠を超えているのと違いますかね。それぐらいの薬をもらいますと、やっぱり6,000円、7,000円、それにちょっと検査がかかると1万円を超えるというようなことになるんですね。そういった意味からも、薬代の占める比重というのは非常に高いと。そういう点で、ひとつ大きな力を入れて取り上げていただきたいということを要請しておきたいと思えます。

次に移ります。3番に移ります。ビニール系、不燃物の処理について。

1つは、ビニール、プラスチック、塩化ビニールなどの最終処理はリサイクルしているか。それから、2番目として、ISO14001との関係はどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

○副議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問いただいておりますまず1点目の関係でございますけれども、ビニールごみにつきましては、衛生処理場周辺地域へのダイオキシン対策並びに焼却炉の延命化を図るという観点から、分別収集を行いながら業者委託によりまして埋立処理をいたしております。

不燃ごみにつきましても、収集後最終処分場におきまして破砕選別をいたしまして、可燃ごみは焼却処分に、そして鉄類は業者委託によりましてリサイクル処理をしております。プラスチックとかガラス類等につきましては、業者委託を行いまして埋立処分をしているところでございます。

それから、ペットボトルの関係につきましては、リサイクル処分をしているということでございます。

それから、ISOの関係につきましては、衛生処理場につきましては、現在認証取得をしようとしております適用範囲からは除外をされております。現在認証取得をしようとしている適用範囲は、質問者もご承知いただいておりますように、この本庁舎と保健センターの両施設ということになっております。

こういうことから、衛生処理場につきましては、適用外ということになっておりますけれども、この中でこの事務を担当しております環境対策課のほうで、一応こういう事務事業もしておりますので、そういうISOに関連する取り組みにつきましては、一応ビニールごみについても廃棄物の処理事業ということで、著しい環境側面という形で登録をさせていただいて、その改善に向けた取り組み方について取り組んでいくということになっております。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 町民は、いわゆるごみの有料化とともに分別収集している。それらがすべてリサイクルされるというように思っていると思うんですね。ところが、あに図らんや、ビニール、プラスチック、そういうものについては埋め立てだど。これは業者委託ということで、業者が御所に運んで行って、そしてそこで穴を掘って埋めて、また土をかけて圧縮して、また入れて、また圧縮して土を入れてと、こういうサンドイッチ的に埋めておるといことですね。

私はやっぱり、それではぐあい悪いんじゃないかと。町民も、せつかく分別しながら、そういうリサイクルされない処理、しかも後世に禍根を残すと。いずれかは掘り出して処理

せないかんという問題が起こってくると思うんですね。これは奈良市も、「奈良のプラごみ処理業務委託、年内にも搬出開始」ということで、最近の新聞ですね。掘り出して、ものすごく積んでありますね。そういう処理をしておるわけです。恐らく将来的には、今斑鳩町も埋めておるところも、そういうぐあいになるだろうというように思うんですね。

ですから、そういうことではぐあいが悪いんで、この処理について、やっぱりきちっと対処をせないかんのやないか。正面から対処せないかんのやないかというように私は考えるわけですね。もう時間がありませんから、一体こういう形でいつまでいくのか、どういう考えでおるのか、どういう処理法をやっぱり考えるのか。しかも——これ以上言う時間ありませんので、答弁の時間だけ残しておきます。尋ねておきます。

○副議長（中西和夫君） 小城市長。

○市長（小城利重君） 今、質問者もおっしゃいますように、この問題は、やっぱり全国的、厚生労働省等もいろいろとされますけれども、なかなかそれができ得ない。現時点で、奈良市の問題を見ても、やっぱり住民の反発が非常にきつい中で、結局多額の金を投じて三重県までいかなきゃいけない。トン当たりかなりの金額ですから。私のほうはトン当たり1万1,550円ですけれども、そこらのことを考える中で、野呂議員もご指摘のように、どうしていったらリサイクルできるかというたかて、やっぱり今現時点では、どうにもできないということの中で、我々としてはできるだけそういう点では、早くそういう解決方法を見出していきたい。そういうことを研究しながら、今現時点では御所の南都興産に頼っていくしかないと考えております。

○副議長（中西和夫君） 7番、野呂議員

○7番（野呂民平君） 一定の困難があるということは、これは事実です。しかし、このままではいけないということも事実であります。解決せないかんということはね。正しく解決せないかん。科学的にしかもね。だから、それは全力を挙げてそういう方策をさぐってもらおうと。しかも処理しているところもあるわけですから、例えば溶融炉でありますとかね、溶鉱炉へ持っていくとかいうような方法もあるわけですね。ですから、もう一回やっぱりさらい直してその方策について追求してもらおうということを要請しておきたいと思えます。

以上で私の質問終わります。

○副議長（中西和夫君） 以上で、7番、野呂議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

7日、8日は休会、9日は午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時37分 散会)